

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画(報告書)

淡海子ども・若者プラン

～子育て三方よし 生まれる前から自立まで～

平成21年(2009年)11月9日

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 淡海子ども・若者プランの策定について	
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 計画の性格	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画における「子ども・若者」の定義	2
2 子ども・若者、家庭をめぐる滋賀県の現状と課題	
(1) 少子化の進行	3
(2) 子育てを取り巻く現状と課題	6
(3) 子ども・若者を取り巻く現状と課題	12
(4) ひとり親家庭を取り巻く現状と課題	17
第2章 計画の基本的考え方	
1 基本理念	20
2 基本的視点	23
第3章 基本目標と具体的施策の推進	
1 子ども・若者育成のための社会環境づくり	
(1) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進	26
(2) 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり	28
(3) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	29
2 子ども・若者の成長に応じた切れ目ない施策の推進	
生まれる前から乳幼児期(～6歳)	
(1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援の充実	32
(2) 地域における子育て支援の充実	34
(3) 幼児期における教育の充実	38
学童期(6～12歳)	
(1) 地域における子育て支援の充実	40
(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実	41
(3) 子どもの安全確保に向けた取り組み	42
思春期(12～おおむね18歳)	
(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり	44
(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実	45
(3) 勤労意識の醸成と就業支援	46

青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

- (1) 社会への参画促進 48
- (2) 若者の就職支援の充実 48

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

- (1) 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進 50
- (2) DV（配偶者等からの暴力）防止対策の充実 55
- (3) 障害のある子どもに対する支援の充実 55
- (4) 外国人の子どもに対する支援の充実 58
- (5) 非行防止対策の推進と心の問題への対応の充実 58

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

- (1) 真の自立を目指し生活の安定および向上を図る就業支援 60
- (2) 仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進 61
- (3) 生活基盤である住宅の確保のための支援 61
- (4) 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援 62
- (5) 心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施
していくための体制づくり 62
- (6) ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するた
めの企業や県民等に向けた広報・啓発 63

数値目標一覧 64

第4章 計画の推進に向けて

- 1 それぞれが果たす役割 66
- 2 計画の推進体制 67
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し 68

参考資料 69

第1章 計画の策定にあたって

1 淡海子ども・若者プランの策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

滋賀県における出生の動向をみると、平成20年(2008年)の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に生む平均の子ども数)は1.45となり、3年連続で上昇となりましたが、長期的に人口を維持できる水準(おおむね2.1)を大きく下回っており、更なる高齢化の進行と労働力人口の減少に伴い、近い将来、社会経済への深刻な影響も懸念されています。

「平成20年度子育てに関する県民意識調査」によると、理想の子ども数の平均は2.66人であるのに対し、実際にもつつもりの子ども数は2.08人と、0.58人の開きがあります。このように、少子化の背景には、出産・子育てについての希望と現実の乖離という事実が存在しており、その大きな要因の一つとして、安心して子どもを産み育てることができる社会環境が十分に整っていないことがあります。県民の希望を実現し、社会経済を持続可能なものにしていくためには、希望と現実の乖離を生み出す社会的要因を取り除いていくことが必要です。

また、近年の核家族化や都市化の進行、効率性や利便性重視の生活環境などを背景として、親その他の保護者(以下「保護者」という。)の子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待やいじめの相談件数の増加、子ども・若者の健やかな育ちを阻害する有害情報の氾濫、ニートや社会的ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増してきています。生まれてきた子どもたちが、保護者や地域の人々に見守られながら、安全に安心して健やかに育ち、また、未来に夢を持ちながら自立への道を着実に歩める環境を整えることが必要です。

県においては、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」、青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」、「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、子ども・若者育成支援施策を推進してきたほか、平成18年(2006年)3月には「滋賀県子ども条例」を制定し、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることができる環境づくり(「育ち・育てる環境づくり」)を進めるため、県、保護者、県民、育ち学ぶ施設、それぞれの責務を明らかにして、総合的な施策の推進に努めてきました。

また、この条例に基づき、「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から、子どもの保護・ケア、家族の再統合、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な施策を推進してきたところです。

この間、国においては、地域や職場における次世代育成支援対策の推進および社会的養護の充実を図るため、平成19年(2007年)12月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえて児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の一部が改正(平成20年(2008年)12月)されたほか、仕事と家庭の

両立支援の充実を図るため、育児・介護休業法の改正（平成 21 年（2009 年）6 月）が行われました。

また、児童虐待への対応については、平成 12 年の児童虐待防止法の施行以来、様々な対策が講じられてきましたが、子どもの命が奪われるなど重大な虐待事例が後を絶たず、児童相談所における虐待相談件数も増加を続けていることから、平成 16 年および平成 20 年に法改正が行われ、児童虐待防止に向けた法制度の整備が図られてきました。

さらには、子ども・若者をめぐる環境の悪化や社会的自立に困難を有する若者の増加などの問題に対応するため、出会い系サイト規制法の改正による出会い系サイト事業者に対する規制強化（平成 20 年（2008 年）12 月）や青少年ネット規制法の制定（平成 21 年（2009 年）4 月）に加え、平成 21 年（2009 年）7 月には子ども・若者育成支援推進法が制定されるなど、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進していく枠組みも整備されてきています。

現行計画策定以降の社会状況の変化やこうした国の動きを踏まえて、県において子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的に推進していくため、現行の 3 つの計画を統合した中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定します。

（注）本文中の法律名は略称または通称を用いています。

育児・介護休業法：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

児童虐待防止法：児童虐待の防止等に関する法律

出会い系サイト規制法：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

青少年ネット規制法：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

（ 2 ）計画の性格

滋賀県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画

次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される「都道府県行動計画」、母子及び寡婦福祉法第 1 2 条に規定される「母子家庭及び寡婦自立促進計画」および滋賀県青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」の見直し計画としての位置づけを含む計画

（ 3 ）計画の期間

平成 2 2 年度から平成 2 6 年度までの 5 か年の計画とします。

（ 4 ）計画における「子ども・若者」の定義

この計画における「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児を含む児童、青少年から自立して生計を営む前の若者までを幅広く含んだ概念であり、0 歳からおおむね 3 0 歳までの年齢層にある者の総称として用います。

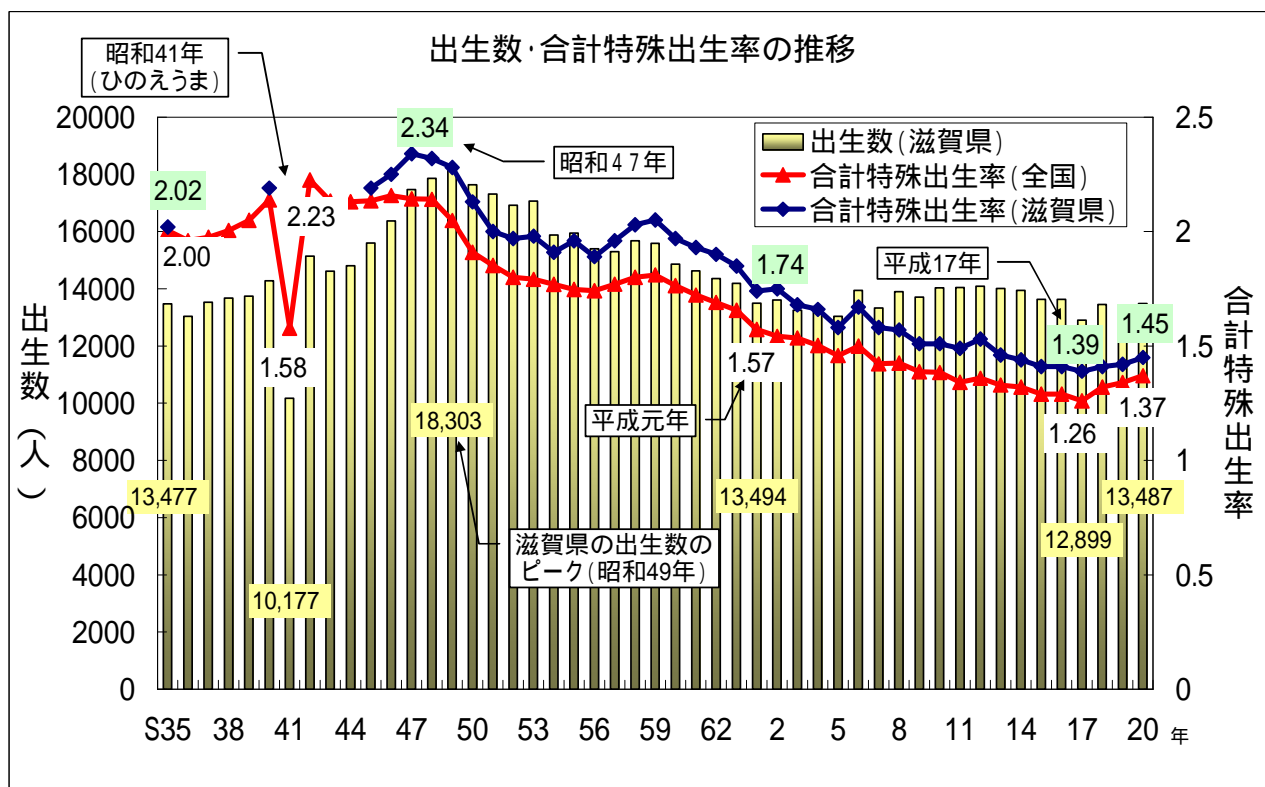
2 子ども・若者、家庭をめぐる滋賀県の現状と課題

(1) 少子化の進行

出生数および合計特殊出生率の推移

滋賀県の合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は、昭和60年(1985年)以降ほぼ一貫して低下し続けてきましたが、平成18年(2006年)、19年(2007年)、20年(2008年)と3年連続で上昇し、平成20年(2008年)で1.45となっています。全国平均を上回った状況で推移していますが、人口置換水準（現在の人口を維持するための水準、おおむね2.1）を下回っており、依然として少子化傾向にあります。

出生数（人口千対）は、平成19年(2007年)、平成20年(2008年)と47都道府県の中で第3位であり、全国的に見ると高い状況にあります。出生数が最も多かった昭和40年代後半と比較すると、4,000人前後減少しています。

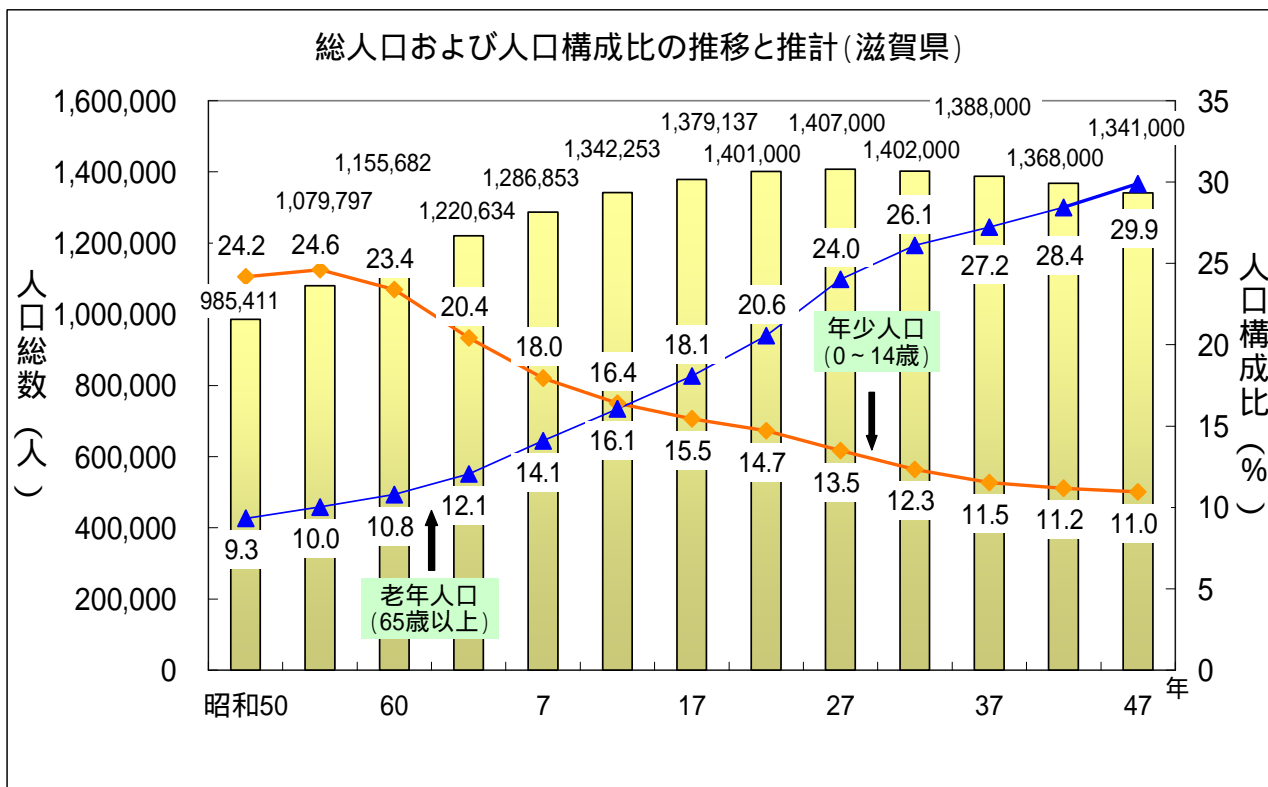


資料：「人口動態統計」 厚生労働省 平成20年(2008年)

総人口、人口構成の推移と推計

滋賀県は、京阪神地域に近いところに位置し、通勤・通学においても便利であることなどから、湖南地域を中心に人口流入が続いており、県の総人口は平成20年(2008年)に140万人を超えました。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成27年(2015年)前後をピークに減少に転じ、平成47年(2035年)にはおよそ134万1千人になると予想されています。

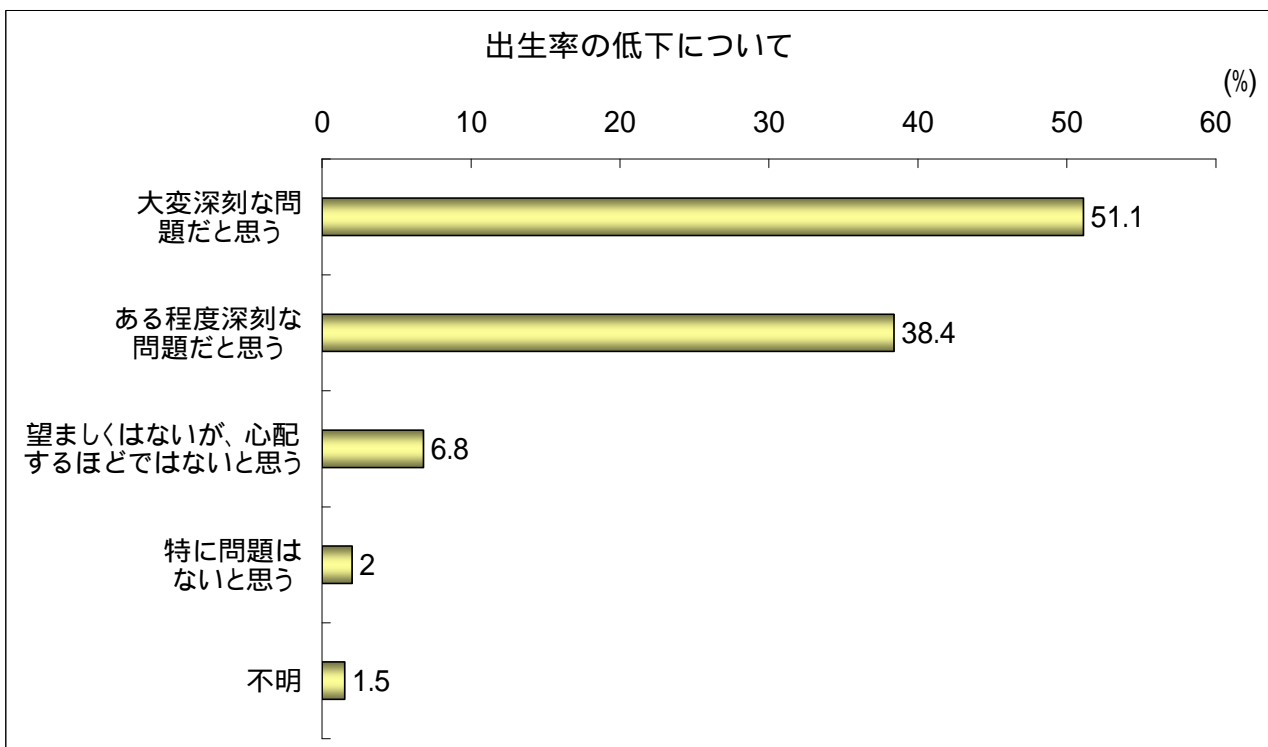
また、総人口に占める年少人口（15歳未満の人口）の割合は、平成17年(2005年)の15.5%から、平成47年(2035年)には11.0%まで低下すると予想されています。これに対して、老年人口（65歳以上の人口）の割合は、平成17年(2005年)の18.1%から、平成47年(2035年)には29.9%に上昇し、3～4人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。



資料：「都道府県の将来推計人口」 国立社会保障・人口問題研究所 平成 19 年（2007 年）5 月

少子化に対する県民の危機意識

「平成 20 年度子育てに関する県民意識調査」によると、出生率の低下が進むことについて、「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の割合は 89.5%にのぼっており、県民の危機意識も高いことがうかがえます。



資料：「子育てに関する県民意識調査」 滋賀県 平成 20 年（2008 年）

理想の子どもの数と実際の子どもの数

「平成 20 年度子育てに関する県民意識調査」によると、50 歳未満の既婚者の理想の子ども数の平均は、2.66 人となっていますが、実際にもつつもりの子ども数の平均は、2.08 人となっており、0.58 人の開きが見られます。また、平成 16 年度調査と比べるとその開きが大きくなっています。

また、実際にもつつもりの子ども数が理想の子ども数より少ない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」をあげる人が 56.1%で最も多く、ついで「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」が 17.0%などとなっています。

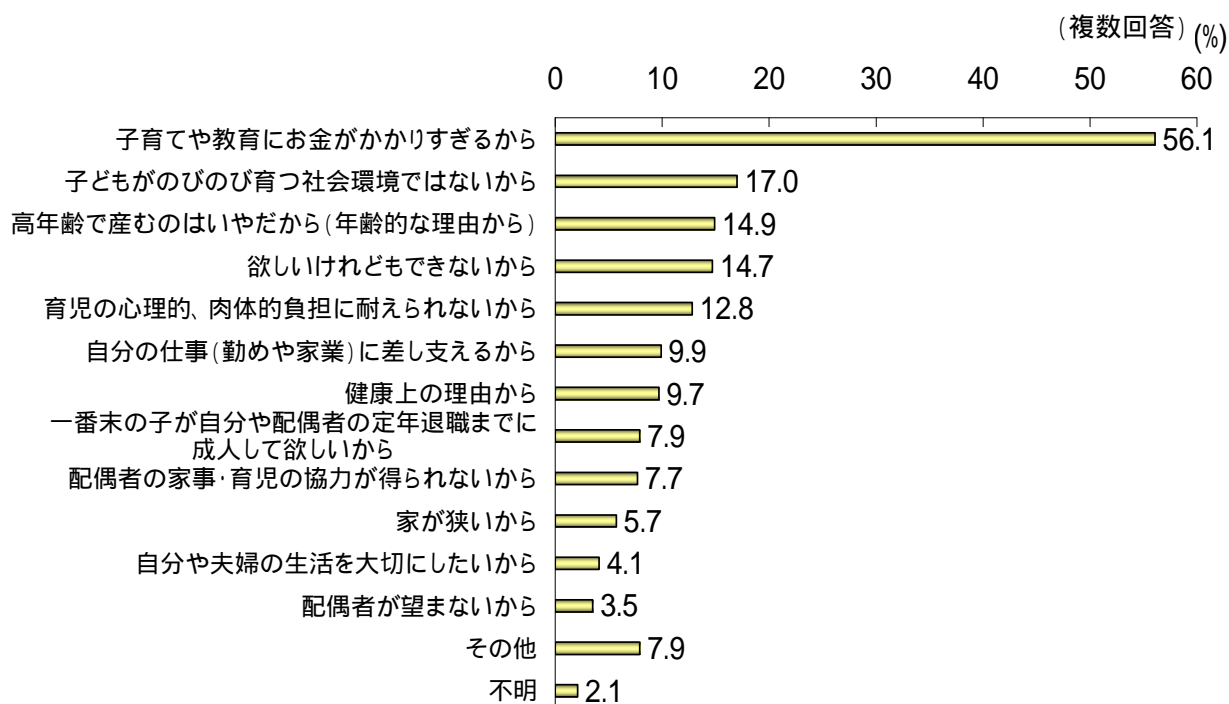
理想の子ども数と実際にもつつもりの子ども数（平均）

	滋賀県		全国
	平成16年度	平成20年度	平成16年度
理想の子ども数	2.55	2.66	2.48
実際にもつつもりの子ども数	2.08	2.08	2.11
理想と現実の差	0.47	0.58	0.37

資料：「子育てに関する県民意識調査」 滋賀県 平成 20 年(2008 年)

「第 13 回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所 平成 16 年(2004 年)

実際にもつつもりの子ども数が理想の子どもより少ない理由



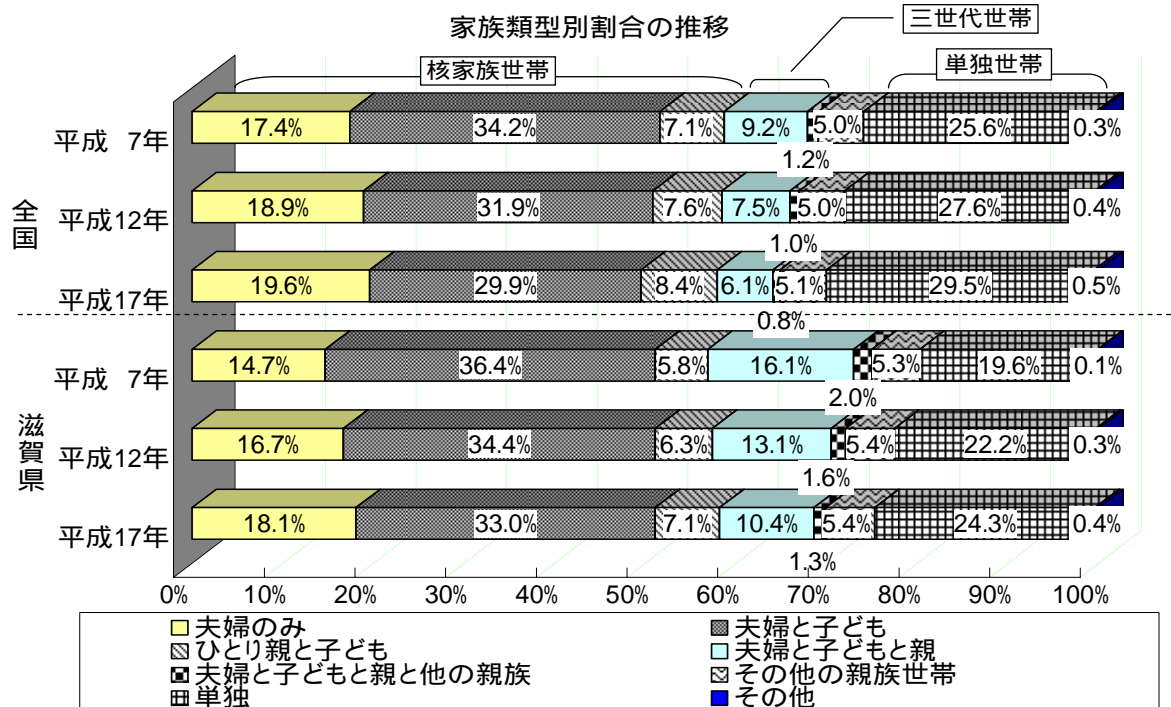
資料：「子育てに関する県民意識調査」 滋賀県 平成 20 年(2008 年)

(2) 子育てを取り巻く現状と課題

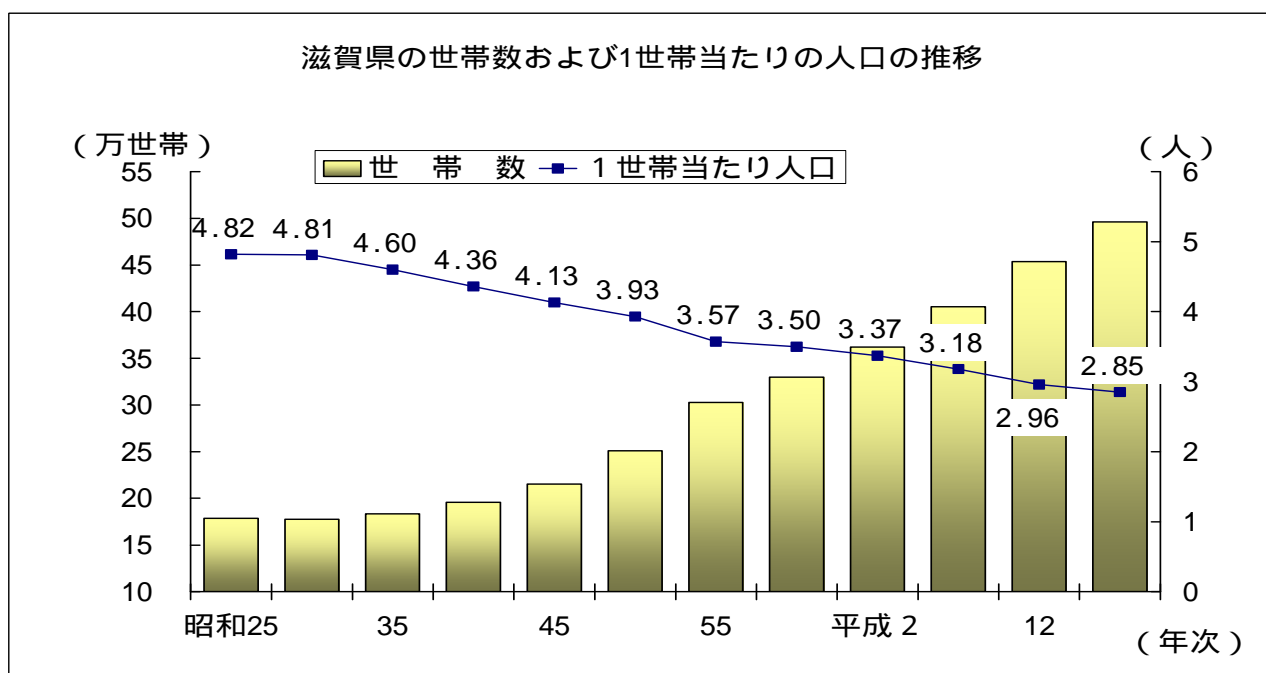
世帯の小規模化

滋賀県における一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、平成7年(1995年)は56.9%、平成12年(2000年)は57.4%、平成17年(2005年)は58.2%となっており、50%台後半で推移してきています。滋賀県においても、全国的な傾向と同様に核家族化が定着してきており、中でも夫婦のみの世帯とひとり親世帯の割合の増加が顕著になっています。

一方、三世帯世帯は、平成7年(1995年)の18.1%から平成17年(2005年)は11.7%に減少しており、1世帯当たり人員も減少の一途をたどっています。



資料：「国勢調査報告」総務省 平成17年(2005年)

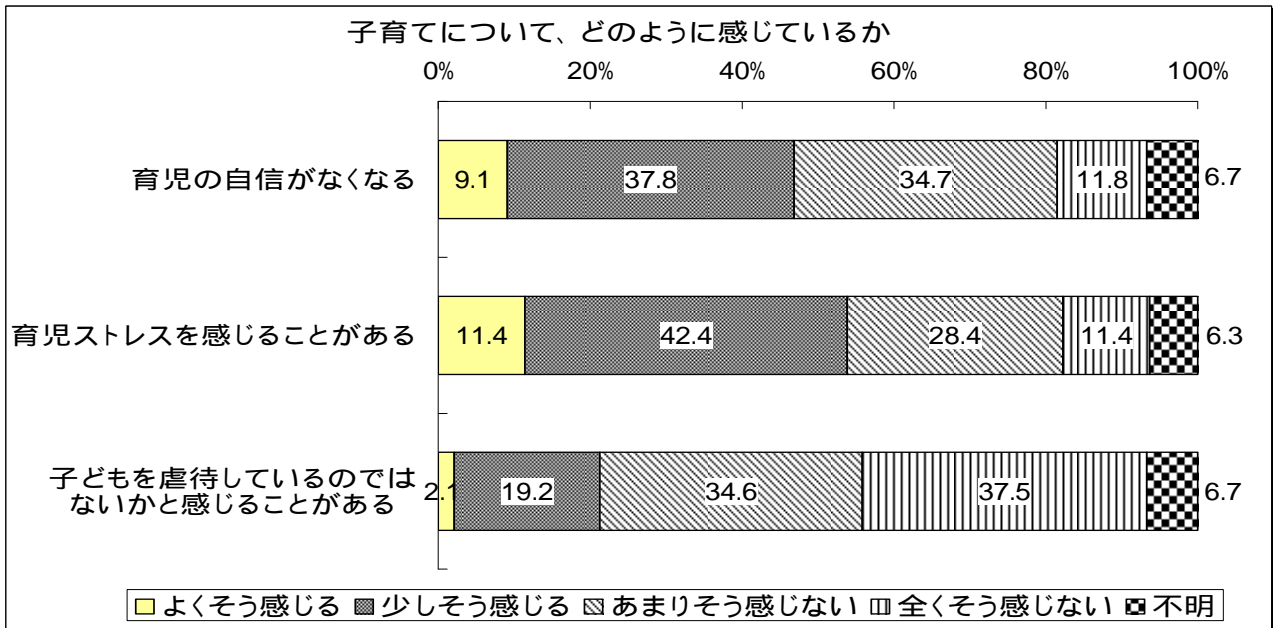


資料：「国勢調査報告」総務省 平成17年(2005年)
昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年の世帯数については、県推計による。

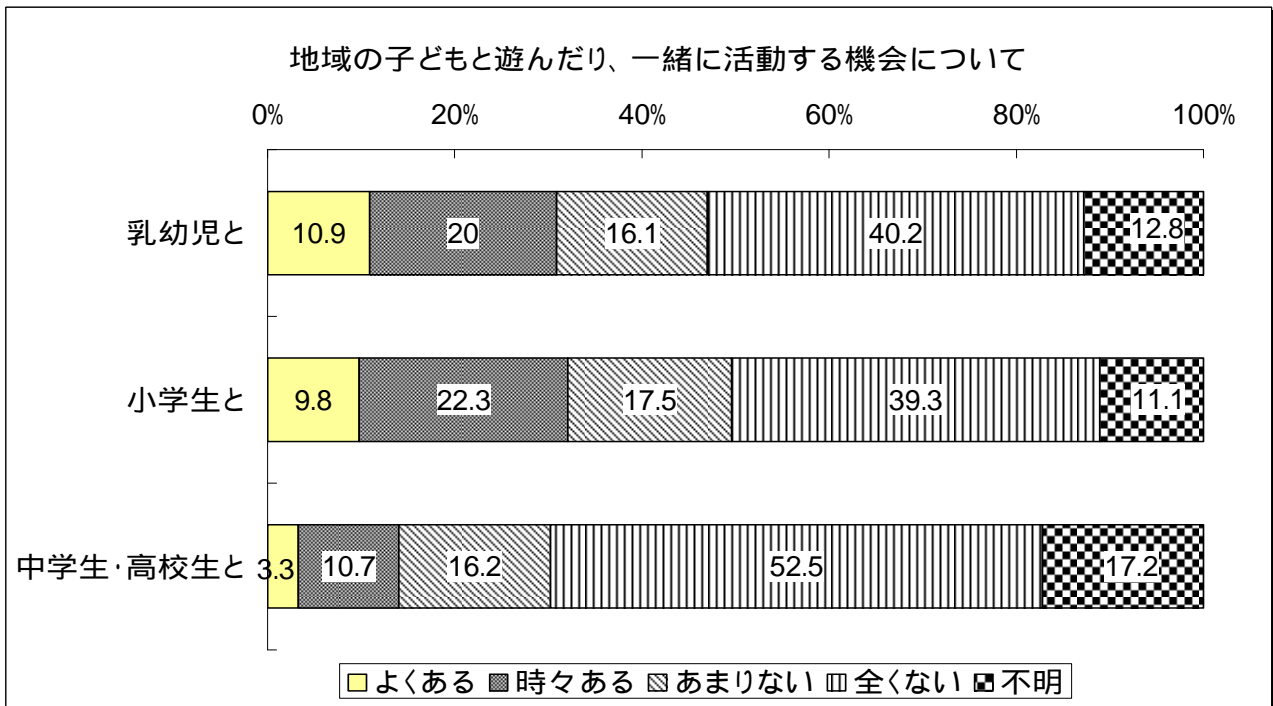
子育てに対する負担感・不安感の増大

「平成 20 年度子育てに関する県民意識調査」では、「育児の自信がなくなる」と感じる人の割合は、「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると 46.9%、「育児ストレスを感じる」人の割合は、「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると 53.8%となっており、多くの保護者が育児に不安やストレスを感じています。「子どもを虐待しているのではないかと感じる人も「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると 21.3%にのぼっています。

また、「地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会」の有無について、「全くない」と答えた人が最も多く、地域のつながりが弱まっていることがうかがわれます。



資料：「子育てに関する県民意識調査」 滋賀県 平成 20 年（2008 年）

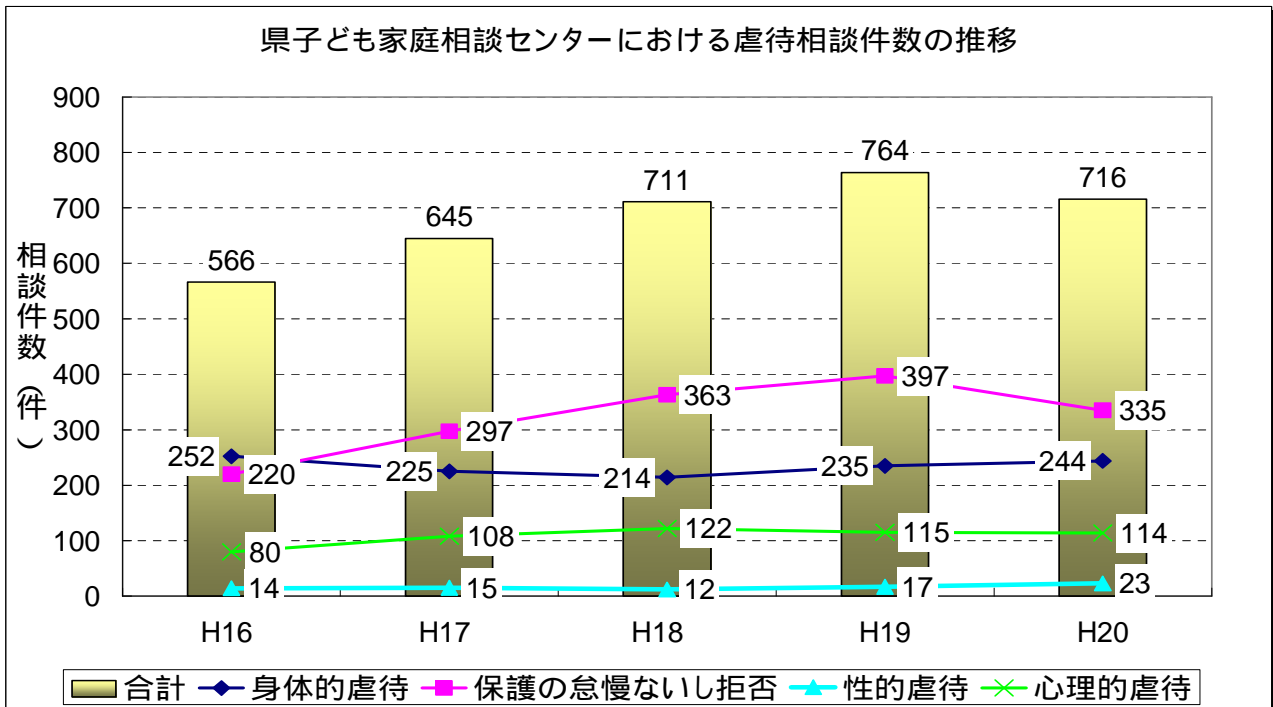


資料：「子育てに関する県民意識調査」 滋賀県 平成 20 年（2008 年）

児童虐待相談件数の増加

平成 20 年度における県内 26 市町および県子ども家庭相談センター（中央、彦根）に寄せられた相談件数は、2335 件で、子ども（18 歳未満）人口 1000 人当たり相談件数 9.1 件となっています。

県子ども家庭相談センター（中央、彦根）における虐待相談件数の推移を見ると、平成 20 年度は 716 件となっており、前年度（764 件）より減少していますが、市町における相談件数は、前年度比 119.7%（H19：1,928 件 H20：2,307 件）と増えており、県全体としては増加傾向にあります。虐待種別では、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」の割合が約 5 割、「身体的虐待」が約 3 割となっています。



【参考】平成 20 年度児童相談所における虐待相談件数（全国）：42,662 件（速報値）

資料：滋賀県子ども・青少年局調べ

要保護児童の受入体制

滋賀県は、全国的な状況と比較すると、施設定員が少なく、里親に委託される割合が高くなっています。

（施設定員等）

	滋賀県 H21.6.1現在	全国 H20.3.31現在
定員	239人	37,644人
現員	203人	34,036人
18歳未満人口 千人あたりの 定員	0.9人	1.8人

乳児院および児童養護施設（地域小規模児童養護施設を含む）

（里親）

	滋賀県 H21.6.1現在	全国 H20.3.31現在
里親（養育里親）数	134人 （82家庭）	2,682人
委託児童数	65人	3,633人
18歳未満人口 千人あたりの 委託児童数	0.28人	0.17人
里親委託率	28%	7%

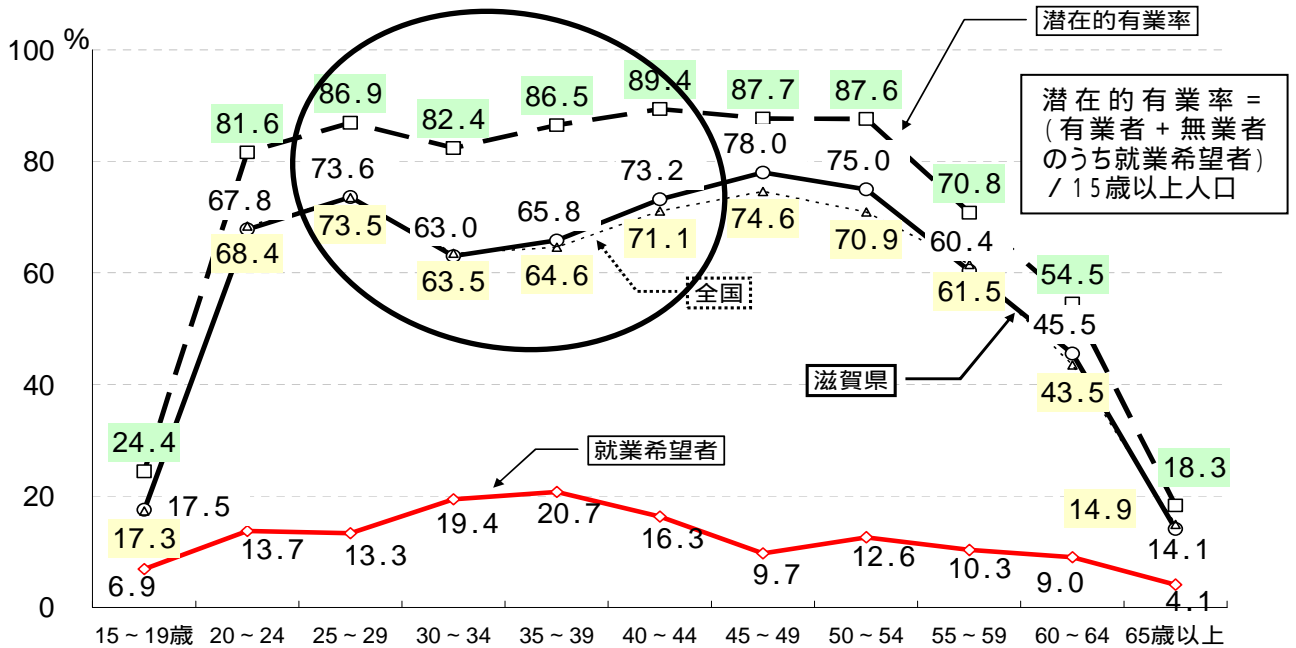
里親、乳児院、児童養護施設のうち里親に委託される子どもの割合

仕事と子育ての両立の難しさ

就業の状況

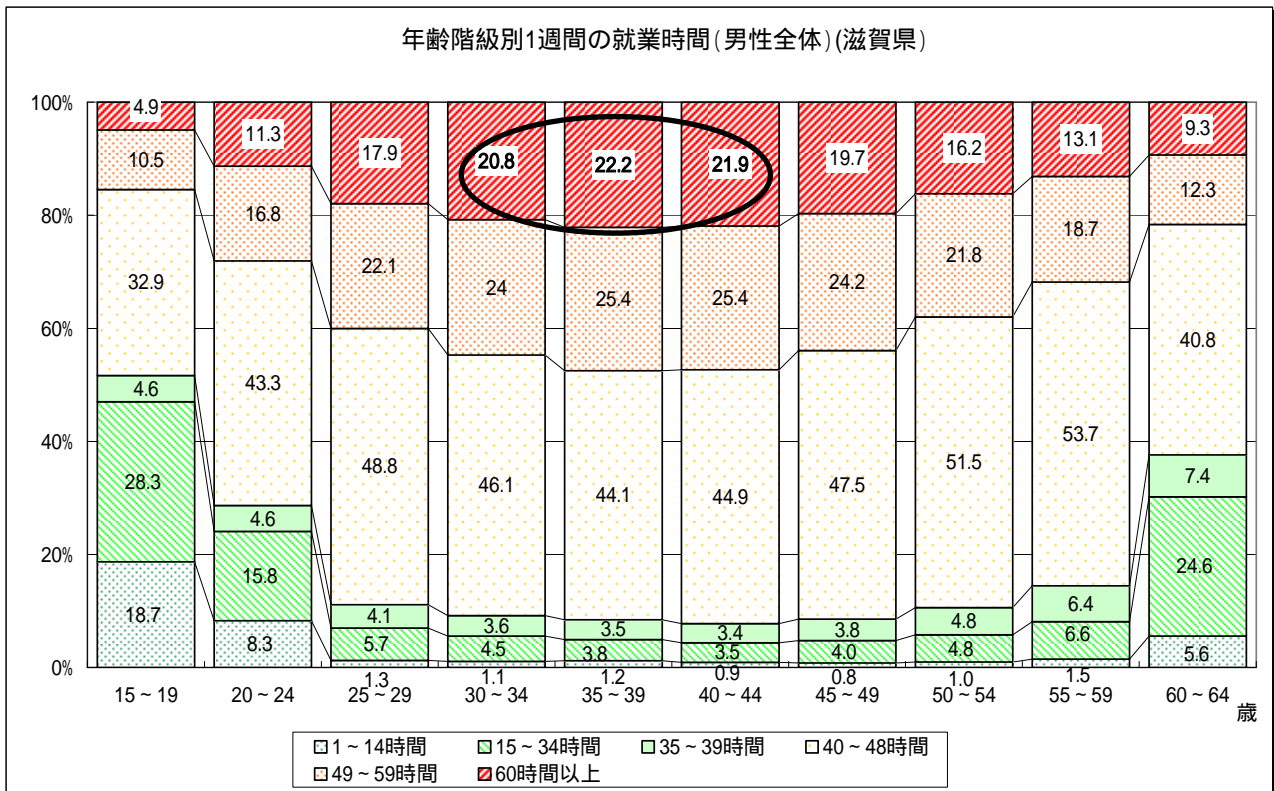
滋賀県における女性の労働力人口については、出産・育児期に低くなっています。また、1週間の就業時間が60時間以上ある男性の比率が最も高い年齢層も30歳～44歳と育児期と重なっており、仕事をしながら子育てをすることが男女ともに難しい社会状況にあることがうかがわれます。

年齢階級別女性の有業率（滋賀県）



資料：「就業構造基本調査」 総務省 平成19年（2007年）

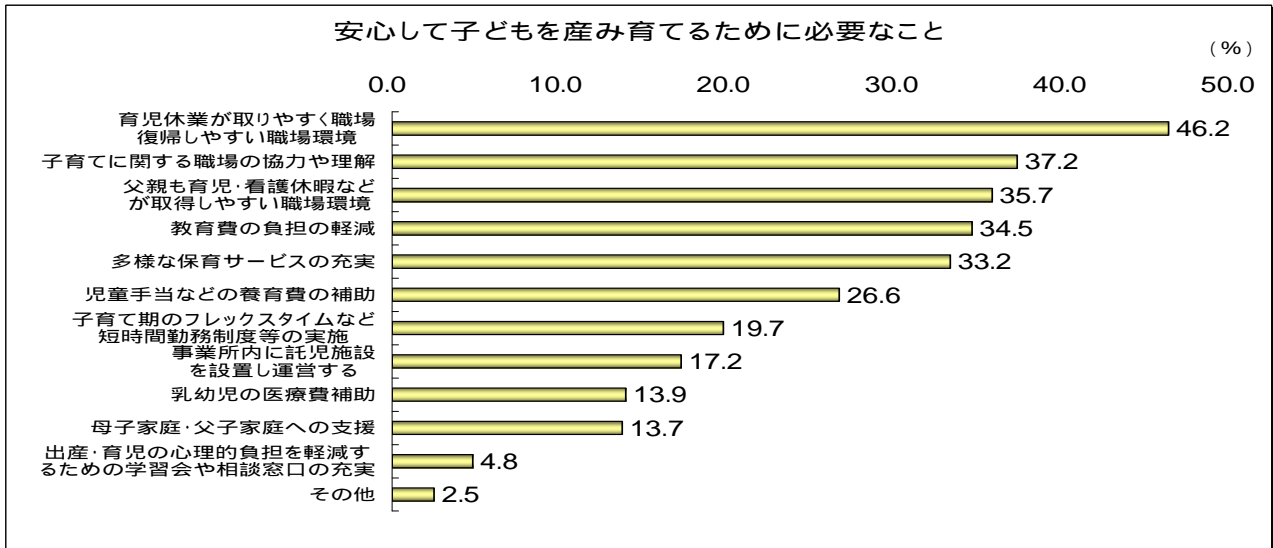
年齢階級別1週間の就業時間（男性全体）（滋賀県）



資料：「国勢調査報告」 総務省 平成17年（2005年）

職場環境

「平成 21 年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」において、安心して子どもを産み育てるために必要なこととして、「育児休業が取りやすく職場復帰しやすい職場環境」が 46.2%で最も多く、ついで、「子育てに関する職場の協力や理解」が 37.2%、「父親も育児・看護休暇などが取得しやすい職場環境」が 35.7%となっており、子育てをしながら働くうえで、多くの人が職場環境の改善が必要であるとの認識を持っています。

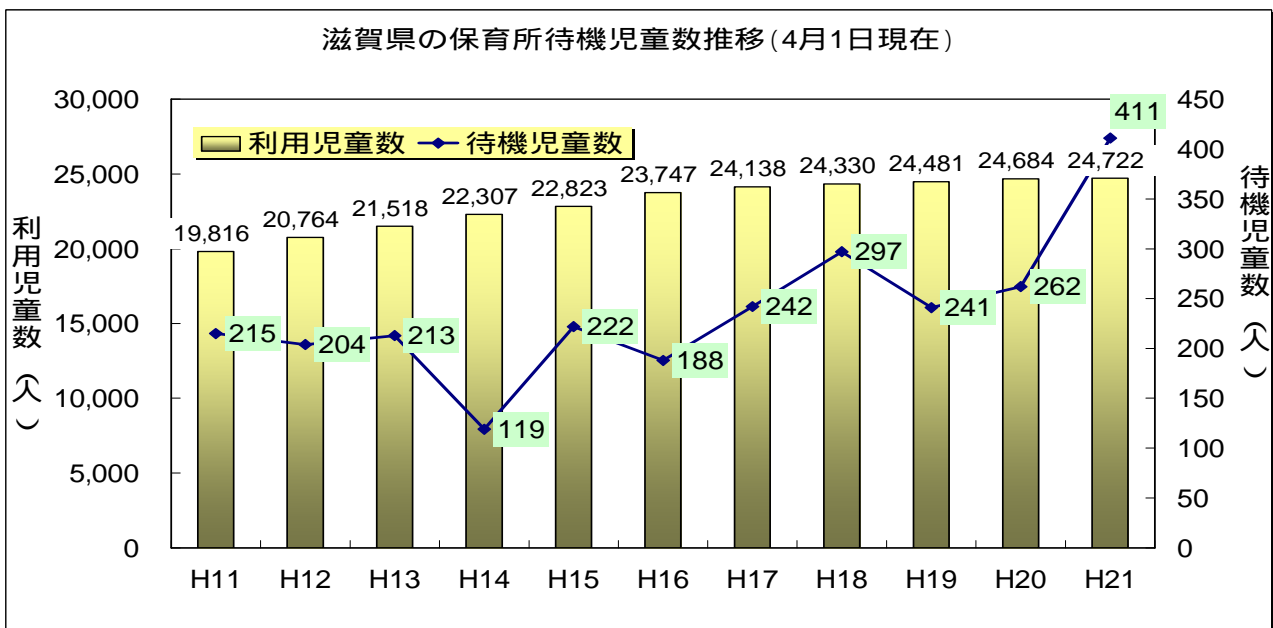


資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」 滋賀県 平成 21 年（2009 年）

保育所の状況

保育所については、共働き家庭の増加などにより、入所する児童数も年々増加してきており、平成 21 年(2009 年)4 月 1 日現在の滋賀県における保育所入所児童数は 24,722 人と、5 年前と比べると 975 人増加しています。

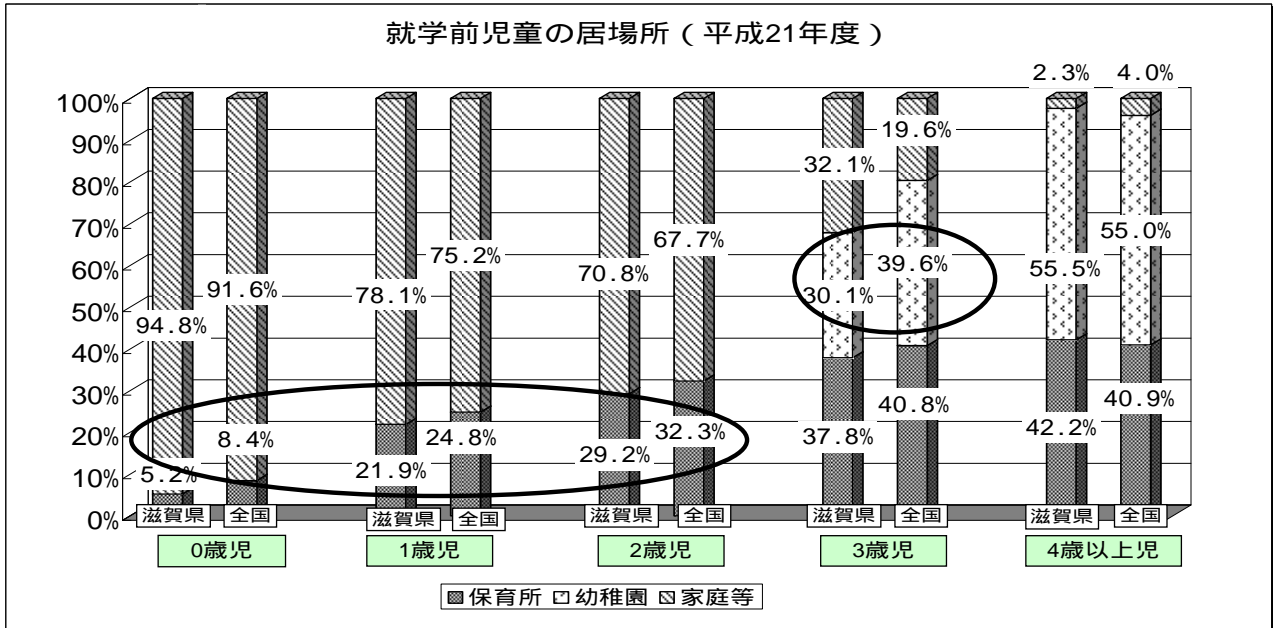
市町において、保育所整備等により受入児童数の増加が図られていますが、一方で、平成 21 年 4 月 1 日現在の県内の保育所待機児童は 411 人となっており、依然として待機児童は解消されていません。



資料：滋賀県子ども・青少年局調べ

就学前児童の居場所

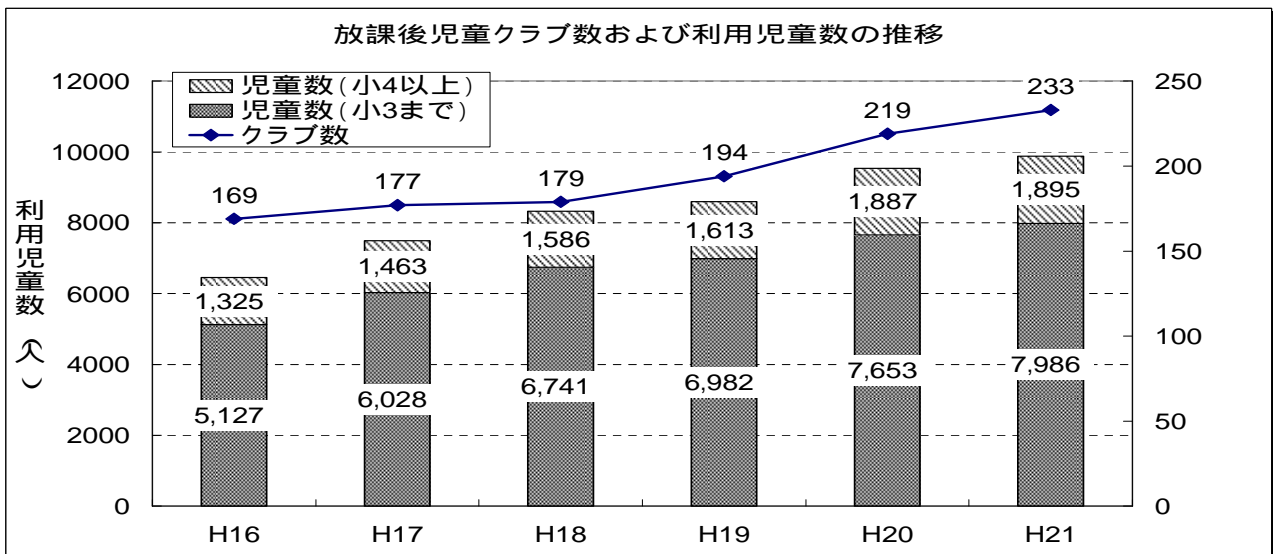
全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所利用率がやや低く、3歳児の幼稚園就園率も低い状況にあることから、0～2歳児の家庭支援のニーズに加え、女性の就業率の上昇に伴う潜在的な保育ニーズが高いことがうかがえます。



資料：厚生労働省福祉行政報告例（平成21年（2009年）4月） 文部科学省学校基本調査（平成21年（2009年）5月） 総務省人口推計年報（平成20年（2008年）10月） 滋賀県人口推計人口（平成21年（2009年）4月）

放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブについても、各市町において着実に設置が進んでいますが、全国平均と比較しても県内の放課後児童クラブの設置状況は十分とはいえません。こうした状況から、子どもを保育所に預けて仕事を続けていた保護者が、子どもの小学校進学と同時に「仕事」と「子育て」の二者択一を迫られる「小1の壁」が存在することがうかがえます。



資料：滋賀県子ども・青少年局調べ

【参考】小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合<H20.5.1時点>
滋賀県：17.6%（H21は18.3%） / 全国：20.2%

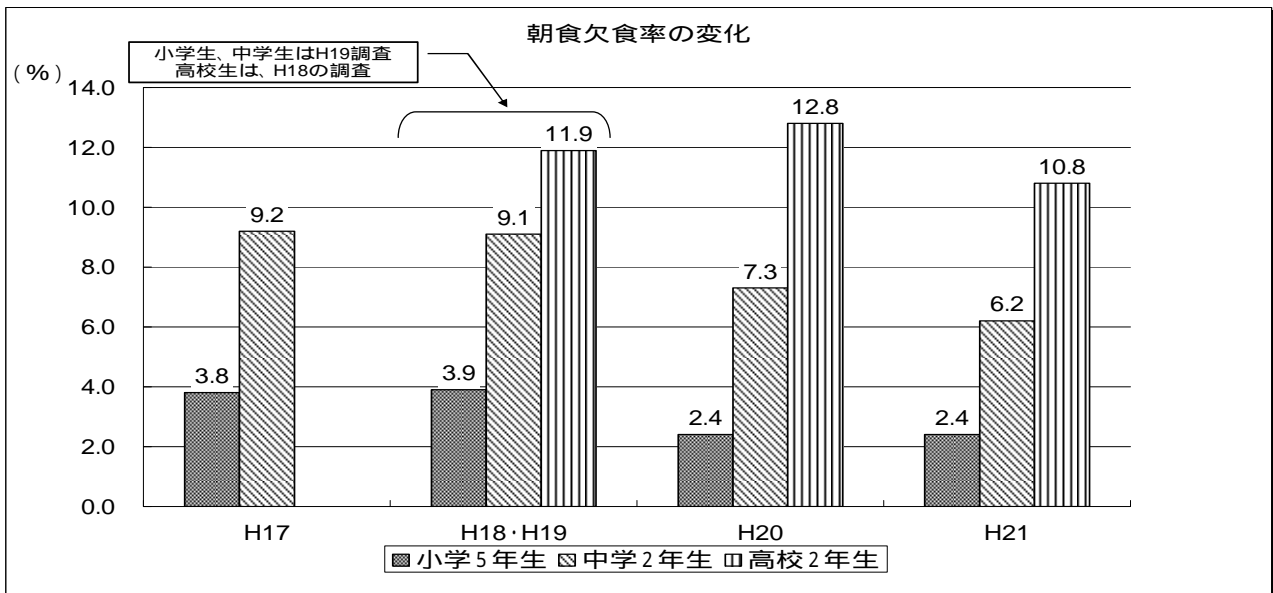
(3) 子ども・若者を取り巻く現状と課題

子どもの食生活や生活習慣の変化

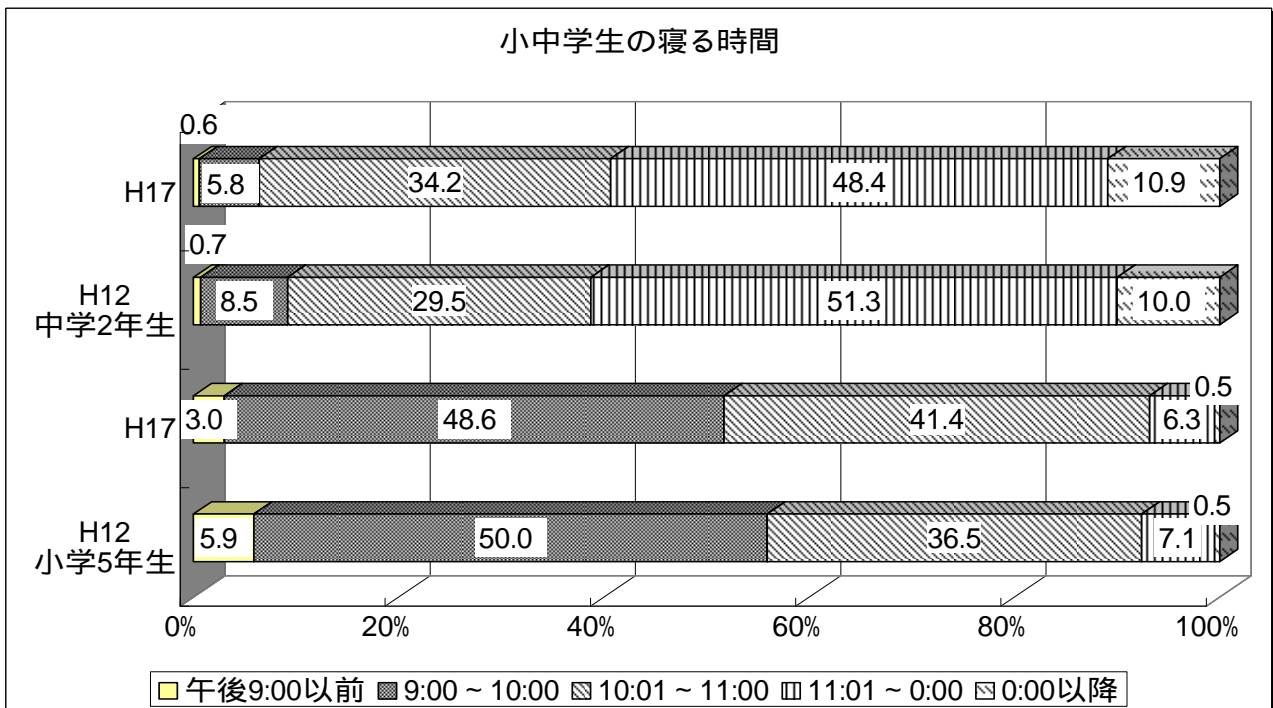
滋賀県教育委員会の調査によると、朝食の欠食率（「時々食べる」、「食べない」と答えた人数の割合）は成長するにつれて高くなっています。また、小学生、中学生では減少傾向にあるものの、高校生では大きく変化しておらず、全体の約1割が欠食の状態にあります。

また、小学校5年生の就寝時刻について、平成12年(2000年)と平成17年(2005年)を比較すると、午後10時以降に寝る割合が44.1%から48.2%に増え、就寝時刻が遅くなっています。

健康の基礎となる望ましい食習慣や規則正しい生活習慣の習得が十分にできていない状況がうかがわれます。



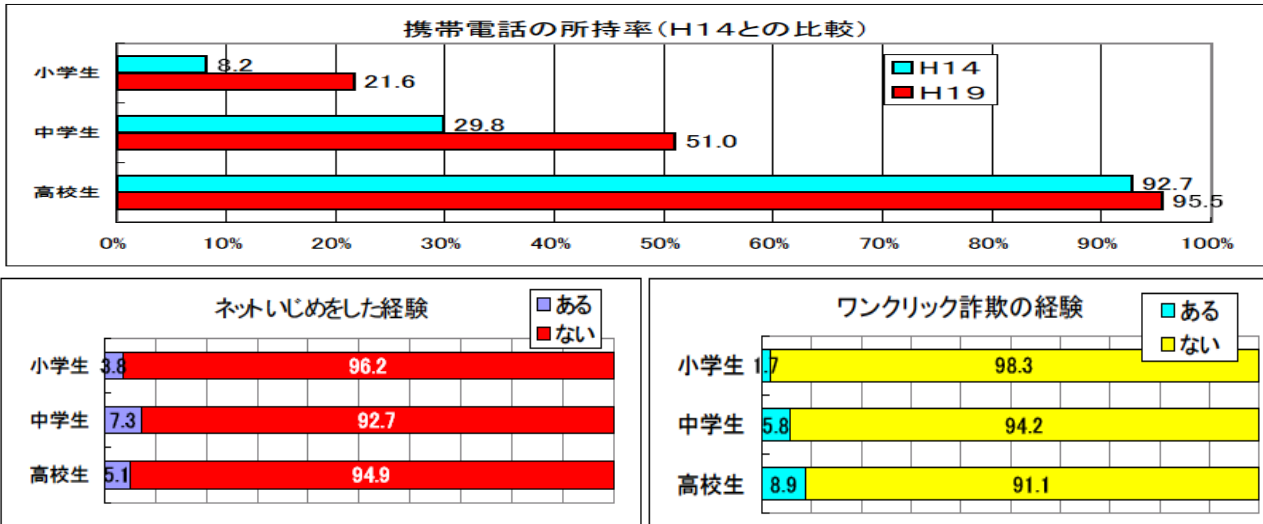
資料：滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課調べ



資料：「児童生徒の食事調査」 県教育委員会・(財)滋賀県学校給食会 平成17年(2005年)

インターネット、携帯電話の普及に伴う課題

平成 19 年度に滋賀県教育委員会等が実施した「携帯電話に関する調査」によると、携帯電話の所持率は小学生で 21.6%、中学生で 51.0%、高校生で 95.5%となっています。また、インターネット上におけるいじめ(ネットいじめ)をしたことがあるのは、小学生で 3.8%、中学生で 7.3%、高校生で 5.1%、ワンクリック詐欺の被害に遭った経験があるのは、小学生で 1.7%、中学生で 5.8%、高校生で 8.9%となっており、インターネットや携帯電話の悪用による犯罪やトラブルなどに子どもが巻き込まれている実態が明らかになっています。

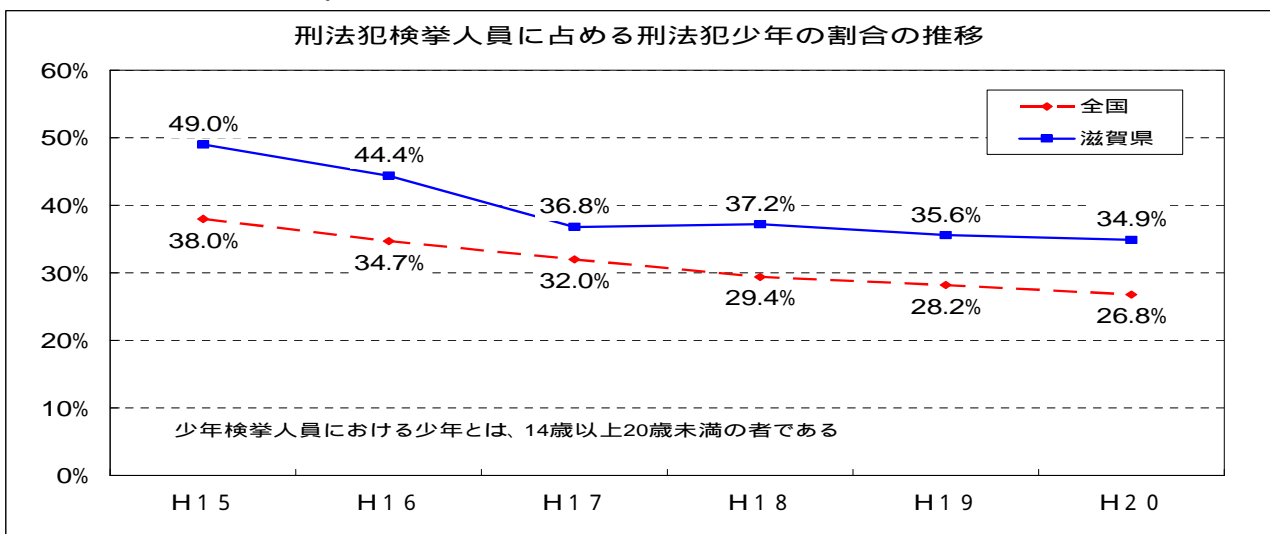


資料：「携帯電話に関する調査」滋賀県教育委員会、滋賀県PTA連絡協議会、滋賀県公立高等学校PTA連合会
平成 19 年(2007 年)

青少年の非行の状況

滋賀県における少年人口(14歳以上20歳未満)1,000人中に占める犯罪少年の比率は、横ばいの状況(H18:10.7 H19:10.0 H20:11.7)にあるものの、全刑法犯に占める犯罪少年の比率は全国と比べて高い水準で推移しています。(全国順位はH18:2位 H19:4位 H20:3位)

また、非行の内容を10年前と比較すると、初発型非行(万引き、自転車盗等)は減少しているものの、万引きの低年齢化が顕著であり、また、凶悪犯(殺人、強盗等)粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)は増加しています。

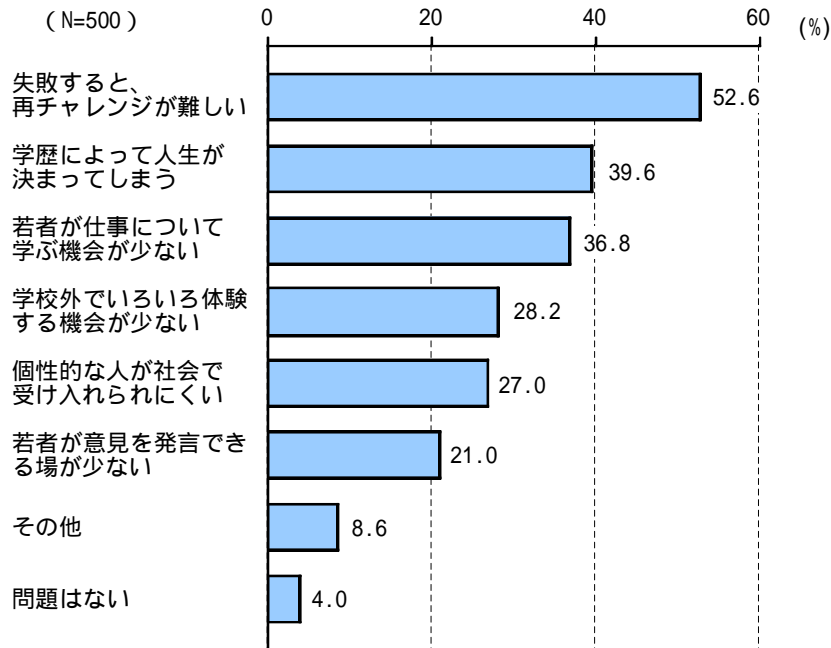


資料：滋賀県警察本部少年課調べ

社会に対する若者の意識や地域活動の状況

平成 21 年度に県内の 15 歳から 34 歳までの男女 500 人を対象として、インターネットにより実施した意識調査によると、日本の社会における問題点について、「失敗すると、再チャレンジが難しい」が 52.6%と最も高く、ついで「学歴によって人生が決まってしまう」(39.6%)、「若者が仕事について学ぶ機会が少ない」(36.8%) などとなっています。

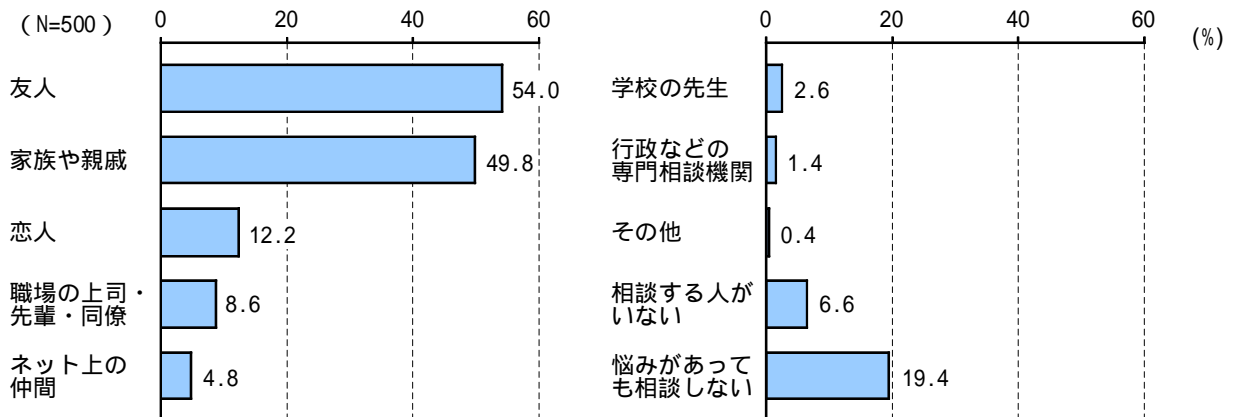
日本の社会における問題点



資料：「インターネットによる青少年の社会的自立に関する意識調査」 滋賀県 平成 21 年（2009 年）

また、悩みや心配ごとの相談先をたずねたところ、「友人」が 54.0%、「家族や親戚」が 49.8%と身近な人に相談をする人が多い一方で、「悩みがあっても相談しない」という人が約 2 割（19.4%）も見られます。

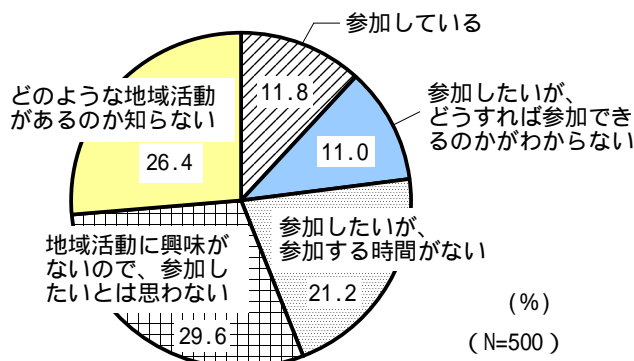
悩みや心配ごとの相談先



資料：「インターネットによる青少年の社会的自立に関する意識調査」 滋賀県 平成 21 年（2009 年）

地域活動への参加状況をたずねたところ、「地域活動に興味がないので、参加したいとは思わない」が29.6%と最も多く、ついで「どのような地域活動があるのか知らない」が26.4%となっており、若者が地域活動に参加する環境が不十分であることがわかります。

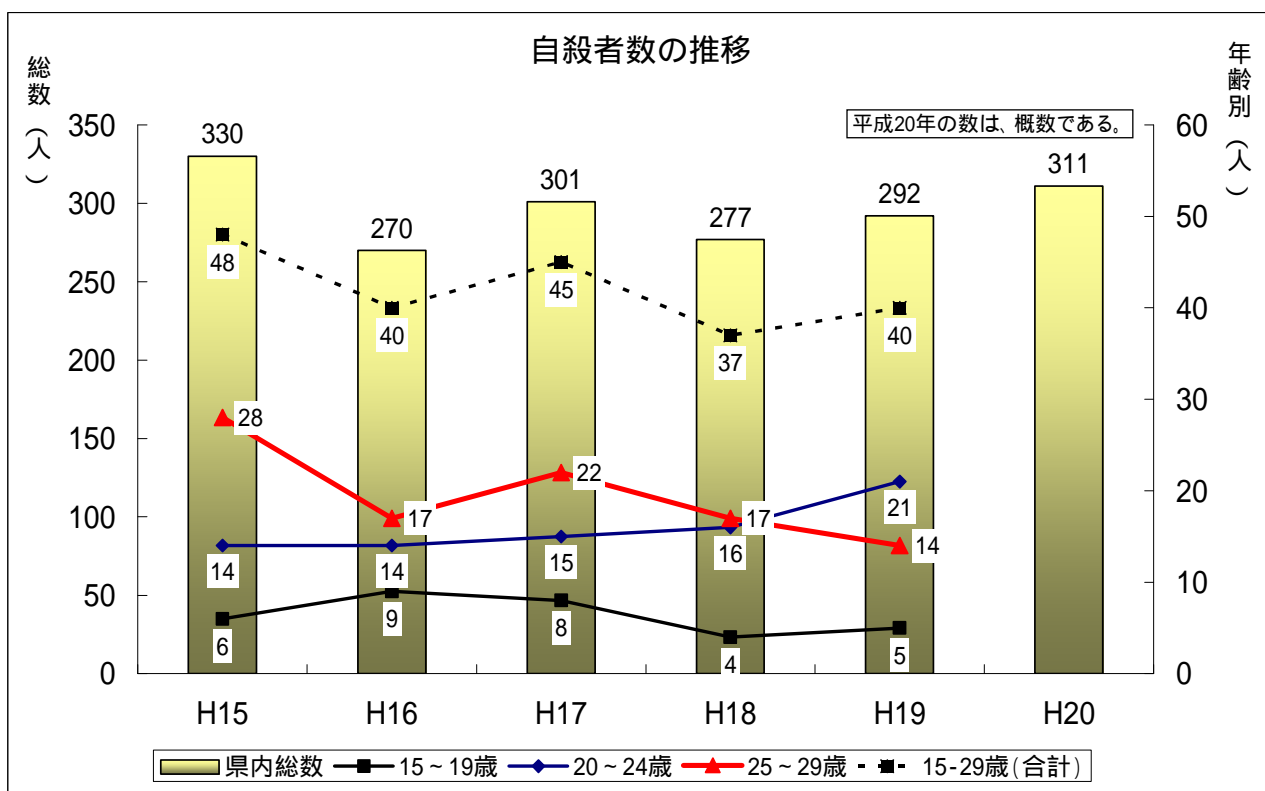
地域活動への参加状況



資料：「インターネットによる青少年の社会的自立に関する意識調査」 滋賀県 平成21年（2009年）

若者の自殺

過去6年間の滋賀県における自殺者数は、270～330人の間で推移しているという憂慮すべき状況にあります。また、若者（15～29歳）の自殺者は、40人前後で推移しており、自殺者全体の約13～14%を占めています。



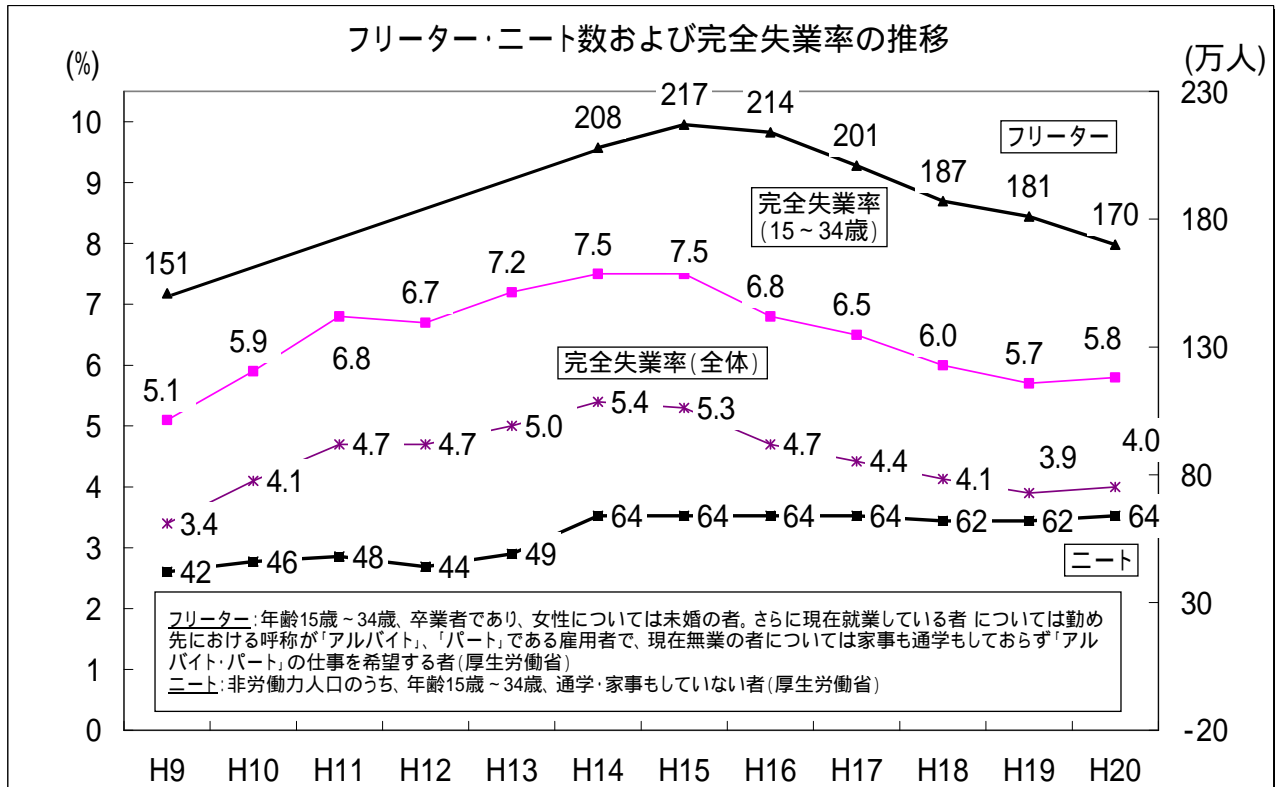
資料：「人口動態統計」 厚生労働省

若者の就業状況

若者の高い失業率、離職率、さらにはフリーター、ニートなどが社会的な課題となっています。総務省および厚生労働省の調査によると、平成9年から平成19年の10年間で、全国でニートは1.5倍（H9：42万人 H20：64万人）、フリーターは1.1倍（H9：151万人 H20：170万人）に増加しています。

また、平成20年秋からの世界的な不況の影響により、雇用情勢は一層厳しくなり、平成21年8月時点の完全失業率（15～34歳）は7.8%となっています。（総務省「労働力調査」）

将来を担う若者が、社会人・職業人として自立していけるよう、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能の習得などをとおして、主体的に自己の進路を選択する能力や態度を養うとともに、適切な就労支援を行っていくことが必要とされています。

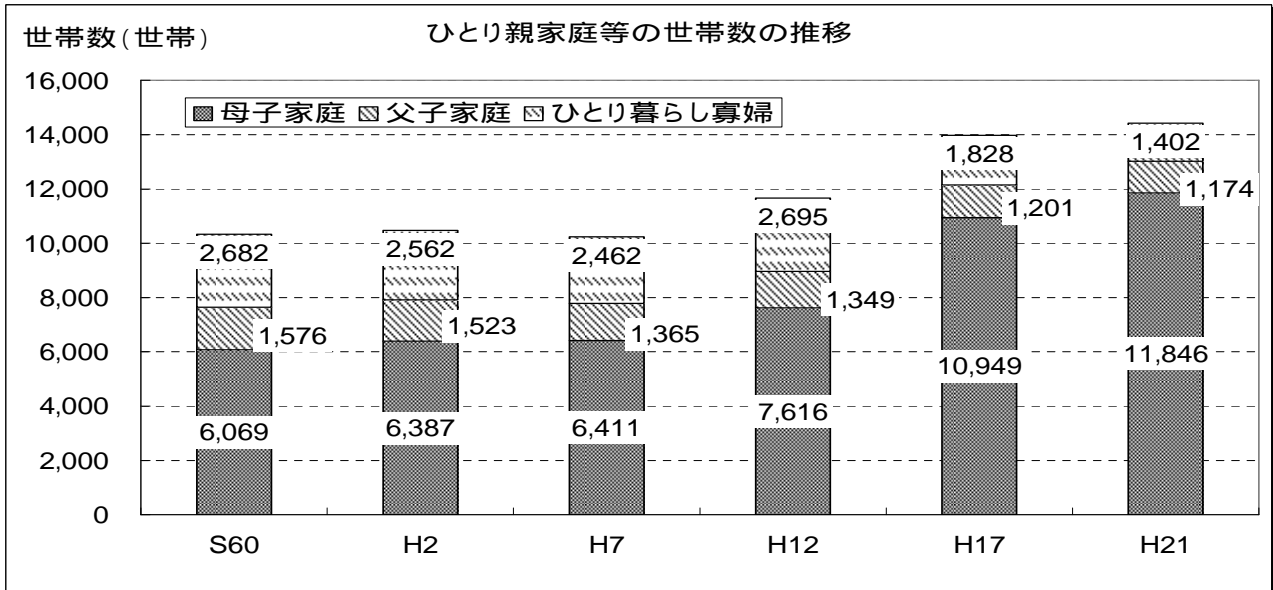


資料：労働経済の分析（厚生労働省）、労働力調査（総務省）

(4) ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

ひとり親家庭の増加

平成 21 年 4 月の滋賀県のひとり親家庭等の状況については、母子家庭は 11,846 世帯、父子家庭は 1,174 世帯、ひとり暮らし寡婦は 1,402 世帯で、母子家庭が増加しています。



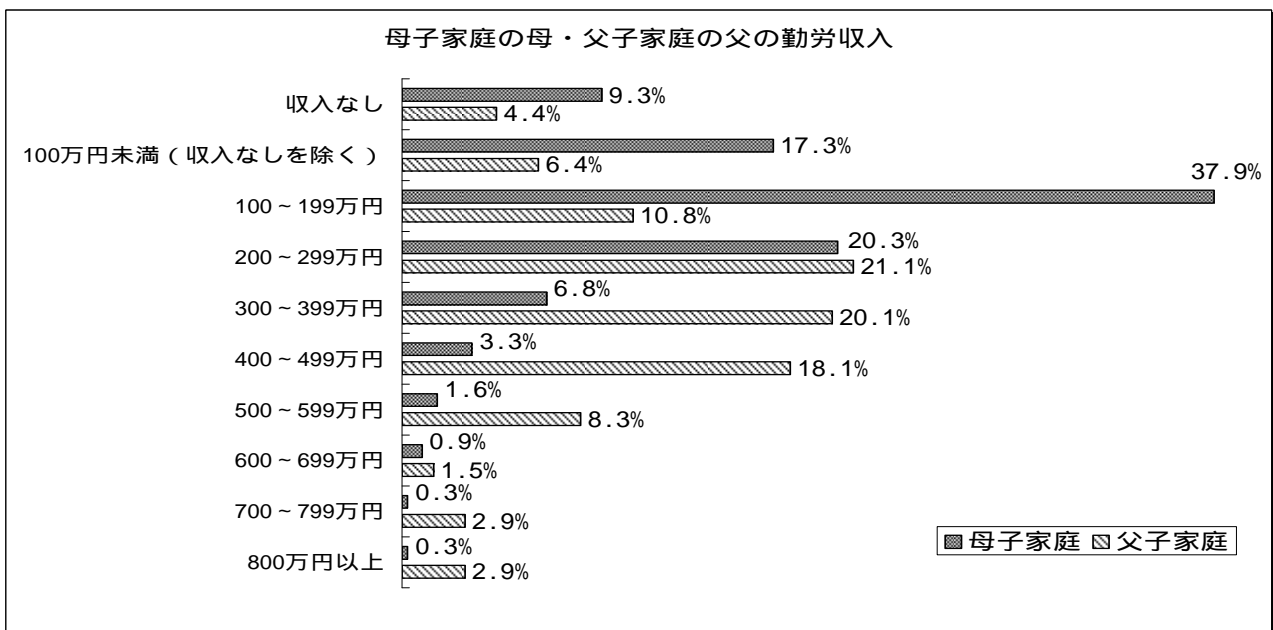
滋賀県子ども・青少年局調べ

母子家庭・父子家庭の状況

母子家庭・父子家庭の勤労収入

「平成 21 年度ひとり親家庭生活実態調査」によると、母子家庭の母の勤労収入（平成 19 年）は平均 186 万円、世帯の年間収入は平均 260 万円、父子家庭の父の勤労収入（平成 19 年）は平均 341 万円、世帯の年間収入は平均 395 万円となっています。

【参考】一般世帯の勤労収入（滋賀県） 382 万円（「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 平成 19 年（2007 年））

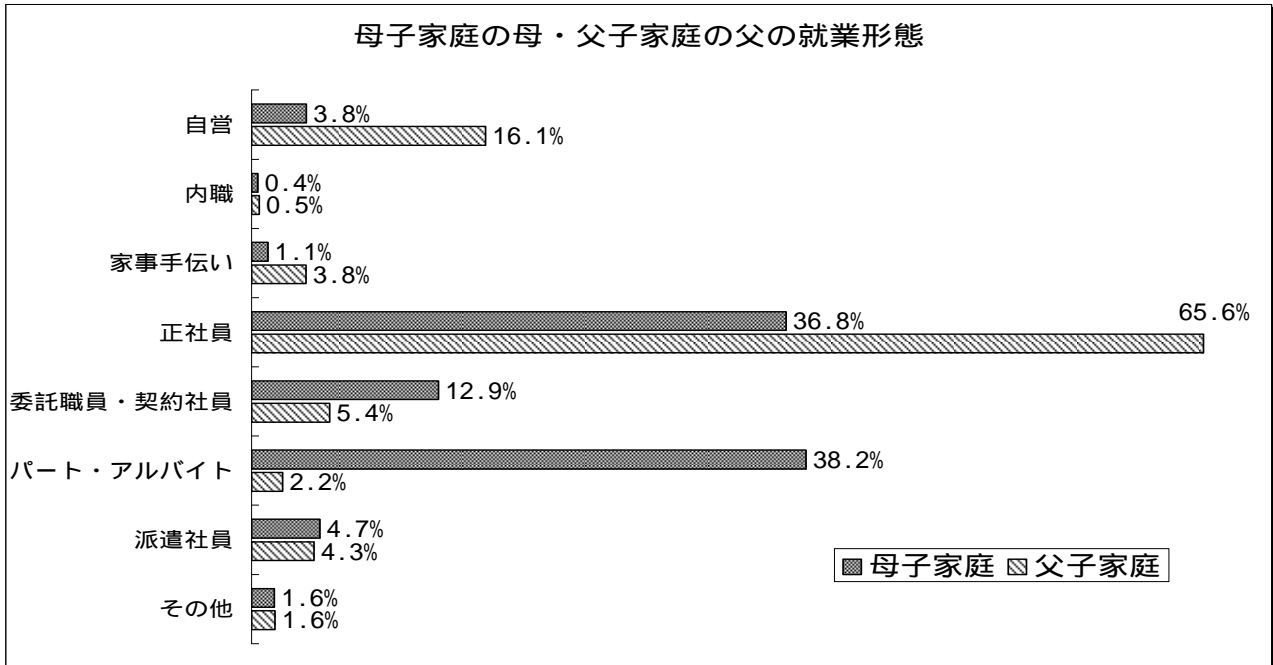


「ひとり親家庭生活実態調査」 滋賀県 平成21年（2009年）

母子家庭・父子家庭の就業状況

母子家庭の母の就業率は87.8%であり、就業形態はパート・アルバイトがもっとも多くなっています。

また、父子家庭の父の就業率は91.2%であり、就業形態は正社員が最も多くなっています。

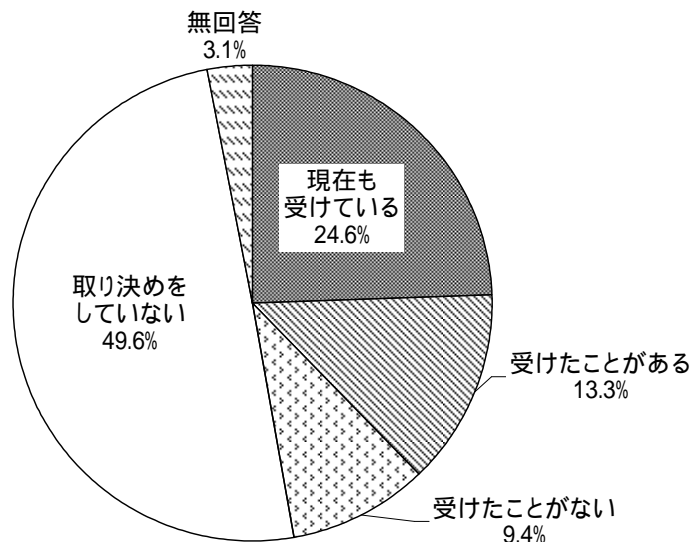


「ひとり親家庭生活実態調査」 滋賀県 平成21年(2009年)

養育費の受給状況

養育費について取り決めをしていない人の割合は49.6%となっています。また、取り決めをしていて養育費を「現在も受けている」または「受けたことがある」人は37.9%、「受けたことがない」は9.4%となっています。

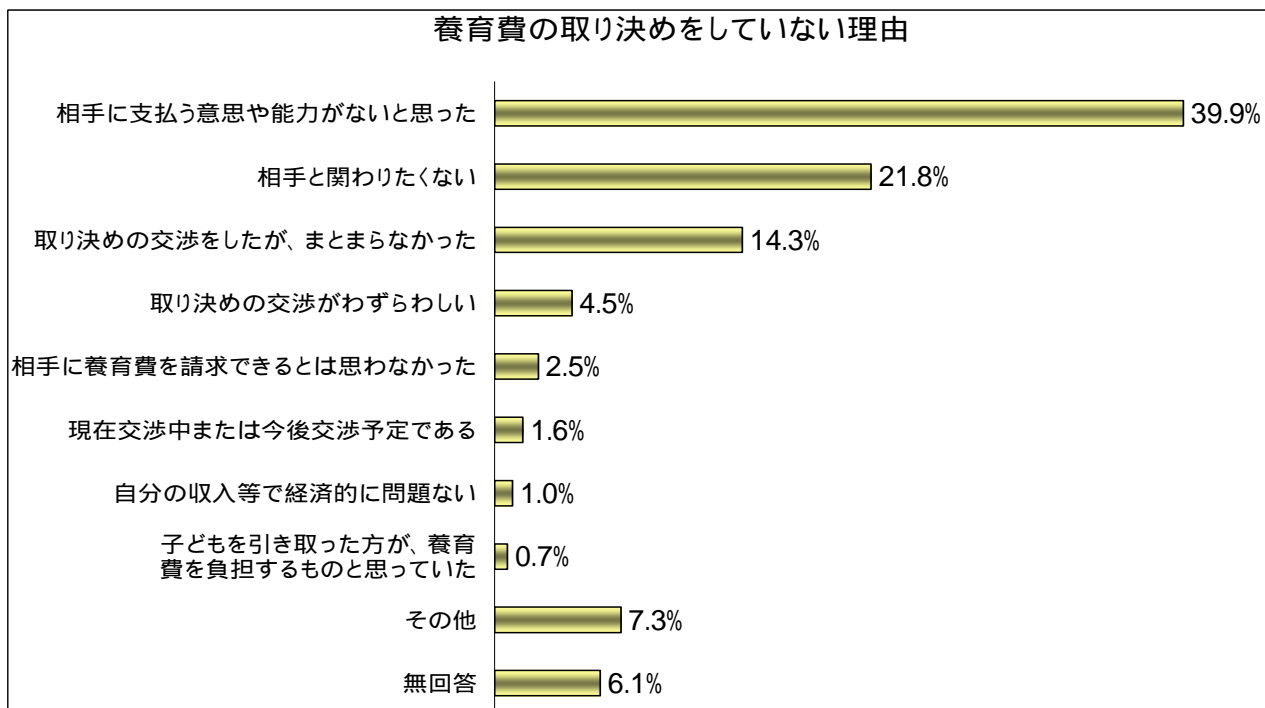
母子家庭の養育費の受給状況



「ひとり親家庭生活実態調査」 滋賀県 平成21年(2009年)

養育費の取り決めをしていない理由

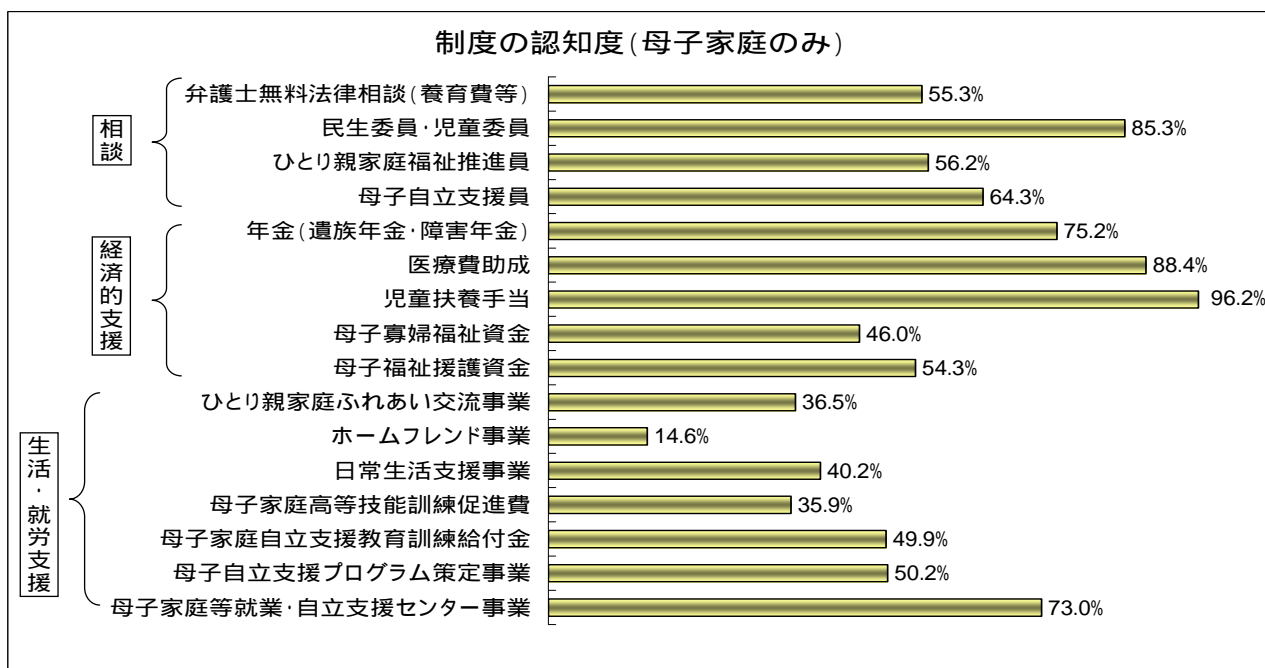
また、養育費の取り決めをしていない理由については「相手に支払う意思や能力がないと思った」をあげる人が39.9%で最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が21.8%などとなっています。



「ひとり親家庭生活実態調査」 滋賀県 平成21年（2009年）

制度の認知度について

児童扶養手当や医療助成など認知度（「利用している」、「聞いたことがある」との回答を併せたもの）が8割を超える制度がある一方で、日常生活支援事業やホームフレンド事業など認知度が50%にも満たない制度があり、県の施策が十分に周知できていない状況にあります。



「ひとり親家庭生活実態調査」 滋賀県 平成21年（2009年）

第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念

子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現をめざします。

子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かす

子どもや若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在です。子ども・若者の存在により世代を超えた人と人が自然に導かれ、交わり、つながり（「子の縁（えにし）」）、さらには、地域住民の気づきと共感から、地域の「きずな」が生まれます。

地域が持つ特性を更に輝かせ、笑顔があふれる元気な地域をつかっていくために、「子の縁（えにし）」、地域の「きずな」を活かして、子ども・若者自身、保護者、地域住民や企業、行政が各々の役割を発揮して、新たな地域力を生み出していく必要があります。

「育ち・育てる環境づくり」を進める

保護者が子育ての第一義的責任を有することが基本であり、乳幼児期からの豊かな親子関係の重要性を県民一人ひとりが改めて認識することが大切です。

一方で、子育て家庭や子ども・若者をめぐる環境が著しく変化し、多くの課題が発生している現状においては、社会全体で子ども・若者の育ちに関わり、支えていくことが大切です。

これは、保護者の子育て責任を社会に転嫁するものではなく、社会全体で子ども・若者の育ちを支えていくことが、保護者自身の成長や子ども・若者の豊かな育ちや確かな自立、それに伴う地域の成長につながっていくという視点に立って進めていくことが重要であるということです。

こうした認識のもと、将来めざすべき「し가의姿」を実現するために必要な社会環境づくりを、子ども・若者、保護者、地域の三つの視点から進めていきます。

子ども・若者が、人権を尊重され、自己肯定感を育みながら、夢を持って健やかに育つことができる環境づくり

保護者が、子どもを安心して育てることができ、子育てを通じて保護者自身も成長することができる環境づくり

地域が、子ども・若者とともに成長し、地域に明るさと活力が生まれる環境づくり

喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現をめざす。

子ども・若者とその育ちを支える保護者、そして地域の人々が、幸せ、愛情、希望、喜び、安心感、充実感などを享受しながら、子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として、自信と誇りをもって生きていくことができる社会を実現します。

それぞれのめざすべき姿

《子ども・若者にとって》

自然や地域社会との関わりの中で、愛情に包まれ、自ら持つ力を十分に発揮しながら、未来を拓く力をはぐくみ、たくましく生きています。

《保護者にとって》

仕事と家庭・地域生活との両立など、自己の価値観に基づく多様な生き方が受け入れられ、安定した生活をおくる中で、子どもに愛情を注ぎ、幸せを感じながら、責任をもって育てています。

《地域にとって》

子どもや若者が原動力となって、地域の人々が互いに関わり、支え合う力を磨き、子ども・若者をはじめとする全ての世代が生き生きと輝く、個性ある地域が生まれています。

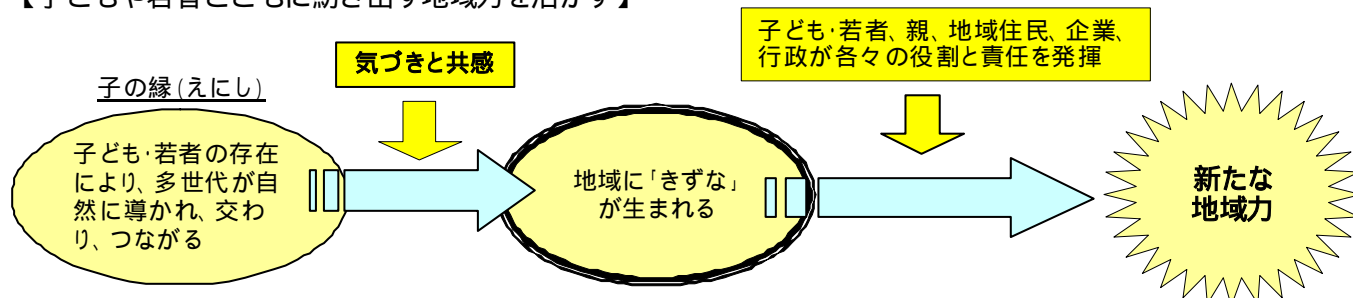
基本理念の考え方

基本理念

子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く”しが”の実現をめざします。

基本理念の考え方

【子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かす】



【「育ち・育てる環境づくり」】

子ども・若者が、人権を尊重され、自己肯定感を育みながら、夢を持って健やかに育つことができる環境づくり
保護者が、子どもを安心して育てることができ、子育てを通じて保護者自身も成長することができる環境づくり
地域が、子ども・若者とともに成長し、地域に明るさと活力が生まれる環境づくり

【次代を担う子ども・若者が輝く”しが”の実現】

子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として、自信と誇りをもって生きていくことができる社会の実現

子ども・若者

自然や地域社会との関わりの中で、愛情に包まれ、自ら持つ力を十分発揮しながら、未来を拓く力をはぐくみ、たくましく生きていくことができる。

保護者

仕事と家庭・地域生活との両立など、自己の価値観に基づく多様な生き方が受け入れられ、安定した生活をおくる中で、子どもに愛情を注ぎ、幸せを感じながら、責任をもって育てることができる。

地域

子どもや若者が原動力となって、地域の人々が互いに関わり、支え合う力を磨き、子ども・若者をはじめとする全ての世代が生き生きと輝く、個性ある地域づくりができる。

2 基本的視点

(1) 子どもや若者にとっての幸せを第一に考える。

子どもや若者は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在であり、彼らが夢や希望を抱きながら心身ともに健やかに育ち、自立した個人として、次代の社会を担えるようになることが、県民すべての願いです。

子どもや若者の時期は、人生の中で最も大切な成長期であることから、その施策の推進にあたっては、子どもや若者の人権を重んじ、その幸せを第一に考えるという視点に立って、子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう配慮していくことが必要です。

(2) 将来の親を育てる。

親の愛情を受けて育ち、多様な人たちとの関わりや遊び・体験の中で人間性を形成するなど、「豊かな子ども時代」を過ごせることは、将来、親として良好な家庭環境の中で子育てをし、安定した家庭生活を営んでいく上で重要です。

こうしたことから、「将来の親を育てる」との認識のもと、長期的な視野に立って子ども・若者の健全育成のための施策を進めていくことが必要です。

(3) 子育て家庭の視点に立った施策を推進する。

核家族化や都市化の進行などの社会環境の変化、人々の価値観の多様化、夜勤や土曜休日勤務など就労形態の多様化などに伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援策に対するニーズも多様化しています。

こうしたことから、子育て支援施策の推進にあたっては、保護者が個別のニーズに即した子育て支援策を選択できるよう、施策の実施者の都合ではなく、子育て家庭の視点に立って、柔軟かつ総合的に取り組むことが必要です。

(4) 子どもが生まれる前から自立するまで、切れ目ない施策を推進する。

子どもや若者に関する行政施策については、関係部局・機関の連携が不十分であったり、施策によって制度上の位置づけがまちまちであったりすることにより、子どもが成長するにつれて、支援が途切れたり、十分に受けられなかったりすることもあります。また、子ども・若者や子育て家庭の実態も多様化しており、ひとつの部局・機関だけでは十分に支援できないことも少なくありません。

こうしたことから、関係部局・機関が情報共有や緊密な連携を図り、生まれる前から社会の担い手となるまでの「ライフステージに応じた」切れ目ない施策を推進していくことが必要です。

(5) 子ども・若者育成支援施策の量の拡充と質の向上を図る。

現在、保育所や放課後児童クラブの数、虐待を受けた子どもなどの要保護児童の受入体制が十分とはいえない状況にあります。

保護者が仕事と子育ての両立を図るため、また、要保護児童が適切かつ十分な支援を受けられるようにするためには、不足している社会資源の量の拡充を図るとともに、人材の確保や資質向上のための研修などの取り組みをとおして、支援の質を向上していく必要があります。

(6) 特別に支援が必要な子ども・若者と子育て家庭に対するきめ細かい支援を行う。

家庭環境など様々な理由で、健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、不利な立場に置かれている子ども・若者やその保護者に対しては、行政による特別な支援が必要です。

社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭に対する支援などの施策を推進するにあたっては、県や市町がその責務を踏まえ、お互いの連携のもと、主体的に役割を果たしながら、要支援者の個々の実情に応じたきめ細かい支援を行っていくことが必要です。

(7) 社会全体で子育て・子育てを支える。

保護者が子育ての第一義的責任を有することが基本であり、乳幼児期からの豊かな親子関係の重要性を県民一人ひとりが改めて認識することが大切です。同時に、子育ては次代の担い手を育成するという営みであり、社会のあらゆる場において子育ての価値を認め合い、積極的に評価していかなければなりません。

家族や地域の「きずな」を大切にしながら、行政はもとより、施設、企業、地域住民など多様な主体の関わりの中で、子どもや若者の健やかな育ちと自立を支えていくことが必要です。

(8) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現を推進する。

安定した親子関係のもとで子どもの健やかな成長を促す上で、また、県民の結婚や子育てに関する希望を実現していく上で、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進はきわめて重要な取り組みの一つです。

県、市町および企業を始めとする関係者が連携を図る中で、自らの創意工夫のもとに働き方を見直し、それぞれの立場で取り組みを進めることが必要です。

(9) 地域の実情を踏まえ、「滋賀らしさ」を活かした取り組みを進める。

人口増加地域とそれ以外の地域におけるニーズの相違に現れるように、人口構造や産業構造、学校・保育所等の施設や地域の活動団体などの社会資源の状況等によって必要とされる支援策も異なってきます。

滋賀県には、琵琶湖をはじめとする豊かな自然、農村・里山の伝統的な生活文化や祭りなどの民俗文化が今なお残り、また都市化が進む地域の周囲に豊かな田園地帯が広がるなど、自然体験や職業体験などを通じて、暮らしの知恵や社会のしくみを学ぶことができる多様な場があります。

これに加えて、穏やかな自然に育まれた人情こまやかな風土の中で培われた、自然と人、人と人との関係を大切にしていこうとする意識や、障害児福祉における先導的な取り組みの中で生まれてきた、一人ひとりが持つ自分らしさを尊重しながら、手を携えてともに生きていこうとする精神は、今なお引き継がれており、県内各地においてボランティアやNPOなどによる様々な社会活動が展開されています。

子どもや若者に関する施策の推進にあたっては、こうした「滋賀らしさ」を十分に活かしつつ、地域の実情を踏まえた取り組みを行うことが必要です。

第3章 基本目標と具体的施策の推進

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

(1) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取り組みを進めます。

〔具体的施策〕

ともに関わり、ともに支える地域づくりについての意識の醸成

施策の方向性

「子によし」、「親によし」、「世間によし」の「子育て三方よし」のメッセージを発信しながら、子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりの大切さについて、県民意識の醸成を図ります。

具体的取り組み

ア 子育て支援や若者の自立支援等に関する広報啓発などとおして、社会全体が子どもや若者の育成に関わっていく必要性や意義について考える機会を提供し、その理解を促進します。

イ 子ども・若者の健全な育成や自立のための地域社会づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。

ウ 「淡海子育て応援団」登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくり（「子育て三方よしコミュニティ」づくり）などとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援について気運の醸成を図ります。

エ 学校教育において、子どもを生き育てることの意義や家庭を持つことの重要性についての理解を深めるとともに、自他の生命の尊さや生命が世代から世代へと受け継がれていくものであることなどについての理解の促進を図ります。

よりよい家庭環境づくりに向けた意識の醸成

施策の方向性

家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくっていくことについて、県民意識の醸成を図ります。

具体的取り組み

- ア 家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女がともに子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあっていけるよう県民意識の醸成を図ります。
- イ 学校教育において、男女共同参画意識を育てる教育を推進し、家庭生活は男女が協力して築くものであることや子どもの成長発達に果たす親の役割などについて、理解を深める学習を進めます。
- ウ 子どもが、休養・睡眠、食事、運動、家事手伝いなど生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、実践できるようにするため、家庭の中でのしつけや教育の重要性について、県民の意識醸成を図ります。
- エ 「家族ふれあいサンデー」における県立施設(一部)の無料開放などの取り組みをとおして、家族のふれあいやきずなを大切にする機会を提供します。
- オ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでもらうため、企業関係者と連携を図りながら、職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取り組みを推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
家庭教育協力企業協定の締結企業数	747 社	1,200 社 [平成 25 年度]

子どもの人権を尊重していくための意識の醸成

施策の方向性

子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばすという視点に立った施策を推進するため、県民意識の醸成を図ります。

具体的取り組み

- ア 「子どもの権利条約」や「滋賀県子ども条例」の周知を図るとともに、その内容について理解・認識が深まるよう県民に対して広報・啓発を行います。
- イ 学校教職員、福祉関係者、公務員など、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事している人や子どもの人権に深いかかわりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。
- ウ 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域社会の関係機関等が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築いていくことを通し、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。

(2) 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり

基本目標

安定した親子関係の中で、子どもが健やかに成長していくため、保護者が、仕事との両立に苦慮することなく子育てをすることができる環境の整備に向けた取り組みを推進します。

特に男性の育児休業取得率がきわめて低い水準にあることや就業時間が長いことなどに鑑み、男性が積極的に子育てに関わることができる職場環境の整備や意識の醸成を図ります。

〔具体的施策〕

施策の方向性

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できるよう、事業主の意識改革や職場の上司や同僚の理解の促進など、雇用環境の整備を進めます。

また、男性が子育てに関わることができるとともに、妊娠・出産後も女性が引き続き就業できる職場づくりを進めます。

具体的取り組み

ア 「仕事と生活の調和」を推進するための意識の醸成

- ・家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女がともに子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあっていけるよう県民意識の醸成を図ります。（再掲）
- ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な働き方や生き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、啓発を行います。
- ・「仕事と生活の調和推進会議しが」による合意形成や構成機関、団体等によるそれぞれの事情に応じた取り組みの推進など、企業、労働者、地域、行政などの関係者が連携・協力し、働き方の見直しと仕事と生活の調和を推進します。
- ・子育てしやすい職場環境づくりなどに積極的に取り組んでいる企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、企業名や取組内容を広く紹介することにより、企業における仕事と生活の調和を促進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
ワーク・ライフ・バランス 推進企業登録数	145 社	560 社

イ 男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり

多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり

- ・年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減を進めることにより、仕事時間と生活時間のバランスが取れた働き方を実現し、男女がともに子育てに積極的にかかわることができる職場環境づくりを推進します。
- ・企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりのため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促進されるよう働きかけます。

育児休業・短時間勤務制度の利用促進など、妊娠・出産後も安心して働くことができる職場づくり

- ・労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置の周知を図ります。

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知を図るとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得促進、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制など）の導入が図られるよう啓発を行います。

また、妻が専業主婦である男性労働者も育児休業の取得が可能であることを広く普及するなど、男性の育児休業の積極的な取得についての啓発に取り組みます。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
男性の育児休業取得率	1.2%	5%

- ・育児休業を取得した労働者を対象に育児休業期間中に必要な生活資金を融資することにより、育児休業の取得促進と生活の安定を図ります。

- ・事業所内保育施設について、複数の企業等が共同で設置することも含め、理解が深まり設置が促進されるよう働きかけるとともに、地域にも開かれた施設となるよう促します。

- ・農林水産業に従事する家族が農作業と子育ての両立など生き生きと活動できる環境整備を進めるため、家族間において就業条件や収益分配、農作業や家事（育児）の分担などについて文書で取り決めを交わす家族経営協定の締結を促進します。

ウ 女性の再就職の支援

- ・出産・子育てを理由に退職した人の再就職が容易に行われるよう、公共職業安定所との連携を図りながら民間の教育訓練機関を活用して公共職業訓練を実施するとともに、雇用・能力開発機構による公共職業訓練について周知を図ります。

エ 県の職場における職場環境づくりの推進

- ・県の職場において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により、率先して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。

(3) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本目標

子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備します。

〔具体的施策〕

施策の方向性

良好な住宅や良好な居住環境の整備を図るとともに、子どもや子ども連れの人が安心して外出できるよう、公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化を進め、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。また、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう犯罪のないまちづくりの取り組みなどを推進します。

具体的取り組み

ア 良質な住宅および良好な居住環境の確保

- ・子育て世帯が広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、それぞれのライフスタイルにあった家族向けの良質な賃貸住宅への入居を支援します。
- ・「公共賃貸住宅インフォメーション」により公共賃貸住宅についての情報提供を行うとともに、県営住宅への入居にあたって多子世帯に対し倍率優遇の配慮を行うなど、子育て期においてゆとりある住宅に入居できるよう支援します。
- ・住宅室内で建材や家具等から放散する化学物質が健康に悪影響を与えるシックハウス対策について、ホームページなどをおして情報提供するとともに、シックハウスに配慮した住宅の建て方、購入の仕方、建材・施工材の選び方などについて相談を行います。

イ 安心して外出できる環境の整備

- ・「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、病院、学校、社会福祉施設、公園などの公共的施設等における段差の解消、授乳場所や子ども連れの保護者などが安心して利用できる多機能トイレの整備、鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーターの整備、ベビーカーなどが余裕を持ってすれ違える歩道の幅員の確保や段差・急勾配の解消など、子どもや妊産婦、子ども連れにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ・子育て家庭が利用しやすい設備整備に取り組む事業所について、ホームページをおして広報します。
- ・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、チャイルドシートの着用効果、正しい着用方法についての普及啓発に取り組みます。
- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」に基づき、県、市町、県民、事業者等が一体となって、情報交換や取り組みへの相互の連携を図り、地域における安全を守るための活動を展開するとともに、同条例に基づく「防犯上の指針」の普及を図り、犯罪のないまちづくりを推進します。
- ・犯罪発生情報のタイムリーな提供、犯罪に直面した際の対応を網羅した「犯罪対応マニュアル」の作成・配布や地域に根ざした自主防犯活動への支援などをとおして、県民の自主防犯意識の高揚を図ります。

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目ない施策の推進

基本目標

子どもが病気や事故、虐待などにより命を落とすことなく、安全・安心に育っていく環境を整えていくとともに、子ども・若者の成長段階ごとの特性や課題を踏まえ、一人ひとりが自ら育つ力を育み、自分の可能性を伸ばすため、行政のみならず、県民、施設、企業など様々な主体が連携して子ども・若者や子育て家庭に関わりながら、切れ目ない施策を実施します。

特に、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く社会環境を踏まえ、以下に重点を置いて施策を進めます。

子どもが生まれる前からの親育て、親支援を通じたよりよい家庭環境づくり

親が自信と安心感を持って子どもを育て、良好な親子関係を築いていくためには、早くから親として地域社会やそこにいる支援者とのつながりを形成し、親自身が自らの学びや気づきをとおして成長できる環境を整えることが大切です。

このため、妊娠期からの支援の実施により、親となることの心構えの獲得や安全な出産、出産後の支援へのスムーズな移行を図るとともに、保育所、幼稚園、学校など関係機関が連携し、親も含めた総合的な子育て支援を行います。

生涯にわたる生活や学び、自立の基礎となる遊び、体験の機会の確保

子ども・若者が豊かな人間性や社会性を培うためには、日常生活の様々な場面で多くの人と関わりながら、自然や社会の仕組みに直接ふれ、感じ、考える体験が必要です。

このため、遊びや自然体験、社会体験の機会や場を確保し、子ども・若者が自ら考え行動する力や創造力を養います。

保育所や放課後児童クラブなど仕事と家庭の両立を支える施策の量の拡充と質の向上

適切な保育の提供は、子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の就労支援ともなり、安定した家庭と望ましい子育て環境を実現するために必要です。一方で、県南部を中心に保護者のニーズを満たすのに十分な量が確保されていないのが現状です。

このため、保育所や放課後児童クラブを必要とする子どもへの確実な保育の提供の実現に向けて、保育所等の計画的な整備と併せて家庭的保育事業の活用や人材確保方策の検討などの取り組みを推進します。

自己肯定感を高めながら学力を身につけ、心の豊かさを育む学校教育等の充実

子どもは自ら育つすばらしい力を持っていますが、規範意識や自己肯定感の低さ、いじめや不登校といった現象にも現れているように、その力を十分に発揮できていない状況も見られます。

このため、子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力と豊かな人間性や社会性、自ら未来を切り拓くことのできるたくましさなどを身につける教育を推進していきます。

将来の自立に向けた就業意識の醸成、就業支援の充実

若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立していくため、勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚を促す必要があります。

このため、中高等学校における職場体験やキャリア教育、専門高等学校における職業教育を推進するとともに、就職に関する相談・指導等の就職支援を関係機関が連携して実施します。

〔具体的施策〕

生まれる前から乳幼児期（～6歳）

〔乳幼児期の特性と課題〕

乳幼児期には、複数の人との多様な関わりをとおして、身体的、知的な発達や情緒的な発達を促すとともに、社会性や道徳性を培い、人格を形成していくことが重要です。

（1）子どもが生まれる前、生まれてからの支援の充実

施策の方向性

親が子育てに自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全な環境で生まれ育っていけるよう、児童虐待の未然防止や早期発見という視点を常に意識しつつ、妊娠期からの継続的な親子支援を実施します。

具体的取り組み

ア 安全・安心な妊娠・出産の確保

妊婦健診の機会の確保

- ・妊婦健康診査にかかる公費負担の充実を図るなど、妊婦健診の機会の確保を図ります。

妊婦健診・乳幼児健診等における相談指導体制の充実

- ・妊婦健診・乳幼児健診、新生児訪問などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が楽しい育児ができるよう支援するとともに、育児不安の解消や児童虐待の早期発見・早期対応のための相談指導体制の充実を図ります。
- ・ハイリスク妊産婦や新生児など妊娠、出産、乳幼児期において支援が必要な者を早期に把握し、保健所と市町との連携による訪問活動等により母子の健康の確保を図ります。
- ・乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行う乳児家庭全戸訪問事業を各市町において推進し、支援が必要な家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行うなどの取り組みを進めます。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	23 市町	全市町

母子保健従事者の資質向上のための研修の充実

- ・県立小児保健医療センターや各保健所において、母子保健従事者の資質向上のための研修機会を充実します。

安心して妊娠、出産が迎えられる周産期医療体制の充実

- ・母体が危険な状況にある妊産婦や早産児、低出生体重児などに対して高次の医療機関で適切な対応を行うため、総合周産期母子医療センターを中核として地域の周産期医療ネットワークの整備を推進し、安心して妊娠、出産が迎えられる周産期医療体制の充実を図ります。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
周産期の死亡児数 (出産千人に対する妊娠満 22 週以後の死産と生後 7 日未満の新生児死亡を合わせた人数)	5.3 人	3.9 人

産後うつなど個別に対応が必要な妊産婦に対する支援の充実

- ・妊娠、出産、産褥期は、母子の愛着形成やその後の子どもの心の健全な発達に重要な時期であることから、マタニティブルー、産後うつ病、望まない妊娠や若年の妊娠、出産などについて、心のケアを充実し、状況に応じた支援を行います。

未熟児や先天性代謝異常など新生児への医療的対応

- ・未熟児は、病気にかかりやすく、心身に障害を残すおそれがあり、生後速やかに適切な医療が必要となることから、医療を必要とする未熟児に対して「養育医療」の給付を行います。
- ・先天性代謝異常等については、放置すると知的障害などの症状を来すことから、新生児について血液検査によるマス・スクリーニングを行い、異常の早期発見を図ります。

安心・安全な妊娠や出産等に関する意識の醸成

- ・安心・安全な妊娠生活を送り、出産につなげるため、母性意識の向上と妊産婦の健康管理を図るとともに、妊娠リスクスコアの普及を図ります。
- ・周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするとともに、「妊産婦にやさしい環境づくり」を進めるため、マタニティマークを周知します。

職場における母性健康管理の推進（再掲）

- ・労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置の周知を図ります。

医師の確保に向けた取り組みの推進

- ・子どもや妊産婦が安心して地域医療を利用できるよう、県内病院が行う医師確保のための取り組みを支援するとともに、奨学金制度を設けることなどにより、将来、県内で就業する医師を育てます。

不妊治療に対する支援

- ・子どもを持ちたいのに子どもができず不妊に悩む夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて医師、助産師による専門的な相談を実施し、不妊治療に関する十分な情報提供と説明を行い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支援します。
また、夫婦が家族や職場、社会から受けるさまざまな圧迫感や不妊治療に対する不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対する相談を実施します。
- ・体外受精や顕微授精など医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。

イ 子どもの健康の確保

食育の推進

- ・ 出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習の機会や情報の提供を推進します。
また、健康な心と身体をはぐくむために、保育所や幼稚園における食育の取り組みを推進します。

子育て家庭が身近な「かかりつけ医」を持つための環境づくりの促進と小児救急医療体制の充実

- ・ 休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか、判断に迷った時に、専門家のアドバイスを受けることのできる小児救急電話相談実施日を365日に拡大するとともに、子どもの急な病気やけがへの対処方法や、上手な小児科のかかり方などについての講習会を開催します。
また、休日や夜間に小児救急の診療を行う病院に対して補助を行う小児救急医療支援事業を県内7医療圏すべてで実施するなど、小児救急医療体制の充実を図ります。

- ・ 子育て家庭に小児科を有する診療所を周知し、身近な「かかりつけ医」を持つための環境づくりを進めるため、インターネットを活用した救急医療情報システムによる情報発信を行います。

小児慢性特定疾患の医療費の負担軽減などの支援

- ・ 小児期における小児がん、慢性腎炎などの小児慢性特定疾患の治療は長期間にわたり、かつ医療費も高額であることから、医療費の負担軽減を図ります。
- ・ 日常生活上の不安や悩みの軽減を図るため、保健所などにおいて小児慢性特定疾患児および保護者に対する相談・助言などの療養上の支援を行うとともに、日常生活を営むのに著しい支障がある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台、車椅子などの日常生活用具を給付します。

乳幼児の事故防止の推進

- ・ 誤飲、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策を推進するため、啓発資料の作成・配布や関係者への研修を実施します。

乳幼児の歯科保健対策の充実

- ・ 乳幼児歯科健診や保育所、幼稚園における歯科健康診断および健診後の指導の充実を図ります。

(2) 地域における子育て支援の充実

施策の方向性

地域の中に、子どもの成長・自立の基礎となる育ち、遊びの場を確保していくとともに、子どもや子育て家庭にみんなが関わり、支える子育て支援ネットワークを構築します。
また、仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の量の拡充と質の向上を図るとともに、多様な保育ニーズに対応する施策を推進します。

具体的取り組み

ア すべての家庭に対する子育て支援の充実

地域子育て支援拠点の設置推進

- ・地域の子育て支援拠点の設置を進め、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者どうしの交流の場の提供やネットワークづくりなど、子育て家庭に対する支援を充実します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
地域子育て支援拠点事業の実施箇所数	101 か所	125 か所

一時預かり事業の推進

- ・保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時的に預かる一時預かり事業を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
一時預かり事業の実施箇所数	94 か所	116 か所

子育て短期支援事業の推進

- ・育児に過重な負担がかかる出産後間もない時期の家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)を推進します。また、市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるよう支援します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
ショートステイ事業実施市町数	6 市町	全市町
トワイライトステイ事業実施市町数	3 市町	9 市町

ファミリー・サポート・センターの設置推進

- ・育児に対する援助を受けたい人で行いたい人とを会員として組織し、保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助け合いを行うファミリー・サポート・センターの設置を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
ファミリー・サポート・センター数	10 市町	15 市町

イ 多様な主体による子育て支援とネットワークづくり

地域ネットワークの構築の推進

- ・次世代育成支援対策地域協議会の活用などにより、子育て支援のための地域ネットワークの構築の推進を図り、市町において、子育て支援に関する情報共有や関係者の連携が進むよう積極的に働きかけます。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
次世代育成支援対策地域会議設置市町数	-	全市町

ともに関わり、支える地域づくりの推進

- ・子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取り組みを広く企業や店舗に働きかけるとともに、趣旨に賛同を得た企業等を応援団として登録し、その取り組み内容を紹介する「淡海子育て応援団事業」を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
淡海子育て応援団事業登録事業所数	728 事業所	1,000 事業所

- ・地域の人材や社会資源などを活かし、地域住民が主体的に子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくり(「子育て三方よしコミュニティ」づくり)を推進します。

子育て支援活動に携わる人材の育成

- ・「淡海子育てマイスター事業」など、地域において子育て支援活動に携わる人が、子育てに関する専門的な知識やスキルを修得できる機会を提供し、地域の子育て支援活動に関わる人材の育成と資質の向上を図ります。
- ・子育て支援に関わるすべての人が児童虐待防止の視点をもって活動することが、未然防止や早期発見のために重要であることから、児童虐待防止に関する研修への参加や関係機関・団体での学習を働きかけます。

子育て支援情報の提供

- ・県内の子育て支援に関する情報をホームページに掲載するなど、インターネットを活用した積極的な情報提供を行います。

ウ 保育の量の拡充と質の向上

待機児童解消に向けた計画的な保育所整備の推進

- ・各市町の保育計画等に基づく待機児童の解消に向けて、幼稚園を活用した幼保連携型認定こども園の設置など既存施設の一層の活用を図ることなどにより、児童の受け入れ枠拡大のための計画的な保育所整備を推進します。

家庭的保育事業の推進

- ・待機児童の多い地域などにおける保育需要に柔軟に対応できるよう、自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保育事業を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
平日昼間の保育利用児童数		
3 歳未満児 (認可保育所、家庭的保育事業)	7,818 人	9,862 人
3 歳以上児 (認可保育所、家庭的保育事業、 幼稚園の預かり保育)	17,848 人	19,092 人

保育人材の確保

- ・子育て等の理由により保育現場から離れている保育士資格保有者を掘り起こし、現場への復帰を促進するため、「保育人材バンク」において、求人情報の提供、円滑な復帰を支援するための研修などを実施することにより、保育人材の確保を図ります。

研修機会の充実等による保育士等の資質向上

- ・より質の高い保育の提供を図るため、保育士の研修機会の充実や保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士の資質の向上に取り組みます。

保育所の自己評価等の実施

- ・保育の質の確保・向上を図るため、保育所保育指針に基づき、全保育所においてサービス評価(自己評価)に取り組み、その内容を積極的に公表するとともに、当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価についても実施を促進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
福祉サービス評価(自己評価)実施保育所数	229 箇所	全保育所

県内保育所数
247 箇所(H21.4.1時点)

保育所入所の必要性が高い家庭への配慮

- ・市町において、児童虐待防止の観点から、保育所での保育が必要な子どもの保護者に保育所の利用申し込みを勧めるとともに、入所選考にあたって配慮するよう働きかけます。
- ・保育所へのひとり親家庭の子どもの優先入所の徹底について、市町に働きかけを行います。

認可外保育施設の質の維持・向上

- ・保育の安定的な供給や質の確保の観点から、認可保育所による必要な受け入れ枠の確保を基本に、質の高い認可外保育施設の認可保育所への移行を促進します。
また、認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の確保に努めるとともに、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報提供を行います。

エ 多様な保育ニーズに対応する施策の推進

延長保育、夜間保育、休日保育の実施の推進

- ・就労形態の多様化等によるさまざまな保育需要に対応するため、保育所における延長保育や夜間保育、休日保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育の充実を図ります。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
延長保育事業実施保育所数	175 箇所	207 箇所
夜間保育事業実施保育所数	2 箇所	4 箇所
休日保育実施保育所数	14 箇所	17 箇所

病児・病後児保育の実施の推進

- ・子どもが病期中、または病気回復期のため集団保育が困難になる間、保育所・医療機関等において一時的に保育を行う病児・病後児保育の実施を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
病児・病後児保育事業実施箇所	14 箇所	28 箇所
うち体調不良型	(5 箇所)	(7 箇所)
うち病児対応型・病後児対応型	(9 箇所)	(21 箇所)

障害のある子どもの保育の推進

- ・保育所において、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。

オ 乳幼児医療費の負担軽減

- ・乳幼児をもつ家庭の医療費の負担軽減を図るため、乳幼児医療費助成を行います。

(3) 幼児期における教育の充実

施策の方向性

子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、子どもの健やかな育ちを支える家庭環境づくりを進めるとともに、家庭、保育所・幼稚園、地域における教育を充実します。

具体的取り組み

ア 家庭の教育力の向上

「親と子の育ちの場」などの提供

- ・保育所や幼稚園において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組める「親と子の育ちの場」を提供します。

イ 保育所、幼稚園など地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や思いやりの心を育てる教育の推進

- ・保育所や幼稚園において子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、保育所保育指針、幼稚園教育要領および「滋賀県幼児教育推進の指針」に基づき、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性の育成などが図られるよう、就学前教育を充実します。

また、保育所や幼稚園と家庭との連携を十分図るとともに、小学校における生活や学習への移行が円滑に図れるよう、保育所や幼稚園と小学校との連携を推進します。

- ・保育所や幼稚園において、人権を大切にすることを育てる教育・保育の実践を推進します。

認定こども園の設置促進

- ・地域の実情に応じて、保育所と幼稚園のよいところを活かしながら、一体的な教育、保育の提供や地域における子育て支援を実施するため、認定こども園制度の普及啓発を行うとともに、認定こども園の設置を促進します。特に、認定こども園制度の理念や教育・保育の質の向上の観点を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置促進を図ります。

滋賀の自然環境等を活用した体験活動の推進

- ・「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく推進計画により、保育所、幼稚園をはじめ家庭や地域で環境学習を推進し、身近な自然や暮らしの中でのさまざまな体験活動とおして、“いのち”の大切さ、自然の大切さに対する理解を促し、自分で考え行動する力を育成します。

子どもを交通事故、犯罪等から守るための活動の推進

- ・保育所、幼稚園等において、子どもが危険な場所や遊び方を認識し、災害や犯罪等の危険を回避するための行動のしかたを身に付けるため、安全教育を推進します。

また、保育所や幼稚園等と連携し、子どもおよび保護者に対する交通安全教育を推進します。

学童期（6～12歳）

〔学童期の特性と課題〕

学童期には、後の成長の基礎となる体力・運動能力を身につけ、多様な知識・経験を蓄積し、家族や仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会性を獲得していくことが重要です。

（１）地域における子育て支援の充実

施策の方向性

子育て支援のための連携の推進、放課後児童クラブの量の拡充と質の向上、子どもの遊び・育ちの場の確保など、子どもの成長を支える地域環境を整えていきます。

具体的取り組み

ア 放課後児童クラブの量の拡充と質の向上

放課後児童クラブの設置促進

- ・保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもの保育所から小学校就学への円滑な移行を図るため、保護者が仕事等により昼間家庭にいない、おおむね小学校低学年の児童を対象とした放課後児童クラブの設置を推進します。

数値目標	平成20年度末	平成26年度
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）利用 児童数（小学1年生～3年生）	7,653人	9,596人

放課後児童クラブの質の向上

- ・放課後児童クラブで活動する子どもが快適に過ごせるよう、活動拠点の環境改善を図るとともに、開設時間の延長、土日祝日の開設、障害児の受け入れなど、多様なニーズに対応できるよう支援します。また、指導者が資質の向上を図る機会を提供し、活動内容の充実を図ります。

イ 子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保

- ・安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場を充実します。また、児童館において遊びを指導する児童厚生員の研修を行い、活動内容の充実を図ります。
- ・子どもや親子が自然とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど、多様な活動の拠点として都市公園の整備を推進します。

ウ 家庭の教育力の向上

- ・多くの保護者が参加するPTAの学級懇談会等で、保護者どうしが学習資料を活用して、子育ての経験や悩みを気軽に話し合う「語り合いを通じた親育ちの活動」の進行役となる人材の育成を推進します。

(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実

施策の方向性

生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。

具体的取り組み

ア 「健やかな体」を育む

体力の向上と健康の保持増進

- ・子どもの心身の健全な発達を促し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培う学校体育・スポーツの充実を図ります。
- ・健康づくりに関する啓発や必要な健康情報の提供を行うとともに、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患などの子どもが持つ健康課題に適切に対応するため、学校や家庭を中心に、地域の関係機関等との連携を強化した組織体制の構築を図り、健康教育を推進します。

児童の歯科保健対策の充実

- ・学校における歯科健康診断および健診後の指導の充実を図るとともに、歯科保健指導を推進することにより、児童の歯科保健対策の充実を図ります。

食育の推進

- ・「滋賀食育推進計画～まると“おうみ”いただきますプラン～」に基づいて、食育を県民運動として進めるほか、各学校における食育推進体制の確立や食に関する指導の充実、「食育の日」の取り組みや体験活動等をとおして、食育の推進を図るとともに、地場産物を取り入れた学校給食を実施します。

イ 「豊かな心」を育む

規範意識や思いやりの心の育成

- ・自分を大切にするとともに他者も大切にすることを育みます。また、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、社会生活を送る上で持つべき規範意識などの社会性を育む道徳教育を推進します。

人権教育の推進

- ・子どもたちの人権意識を育成するとともに、学校や関係機関が連携を図る中で、子どもたちが自分と他者の人権をとともに大切にし、そのことを実践的な行動に結びつけられるよう人権教育を推進します。

ウ 「確かな学力」を育む

知識・技能や思考力・判断力・表現力等の育成

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と課題解決的な学習や探究的な学習の展開により、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を育成します。

教育課程の工夫と特色ある学校づくり

- ・地域や学校、子どもの実態やニーズに応じた教育課程の編成を行うとともに、指導方法や指導体制の改善、総合的な学習の時間の工夫等を行い、特色ある学校づくりを進めます。

指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施

- ・教科や学習内容によって、少人数の学習集団でのテーマ別指導、理解度や習熟度に応じた指導、興味・関心等に応じた課題学習、個別指導やグループ指導など指導方法を工夫し、子ども一人ひとりの能力や特性等に応じたきめ細かな学習指導を行うことにより、基礎的・基本的学力の確実な定着を図ります。

エ 滋賀の自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実

体験活動や環境教育の推進

- ・琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドとして、「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、「しがこども体験学校」の体験プログラムの充実を図り、さまざまな実体験をとおして子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
しがこども体験学校参加団体数	77 団体	100 団体

- ・子どもたちが人間の活動と環境のかかわりについて理解と認識を深め、環境問題を自らの課題として行動できるよう、関係機関等との連携のもと、環境学習を推進するとともに、「環境学習支援センター」の運営を通じ、地域に根ざした環境学習の取り組みを支援します。
- ・「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」や森林での体験学習等により、子どもたちの森林への理解と関心を深める「森林環境学習『やまのこ』」など、多様な主体が実施する滋賀らしい環境教育・環境学習の取り組みを進め、子どもが自然と共生する力を育みます。

地域資源を活用した特色ある教育の推進

- ・地域の人材や郷土の文化・伝統などの教育資源を学校の教育活動に積極的に活用します。
- ・学習教材の作成・配布をとおして県民の戦争体験を子どもたちに正しく伝え、戦争の悲惨さと平和の尊さを学び、平和を願う心を育みます。

(3) 子どもの安全確保に向けた取り組みの推進

施策の方向性

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう安全の確保に努めるとともに、危機回避能力の育成を図ります。

具体的取り組み

ア 学校や通学路、地域における安全の確保

- ・学校における「危機管理マニュアル」の点検見直しや学校安全計画の作成をとおして、各学校における安全管理体制を強化するほか、教職員を対象とした研修会の開催などをとおして、危機管理意識の高揚を図ります。
- ・スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども安全リーダーの養成や活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。
- ・子どもたちが自らの身の安全を守れるよう、生活安全、交通安全および災害安全の三領域の安全教育を充実し、知識の習得をはじめとする危機回避能力の育成を図ります。
- ・通学路などにおいて、PTA等の学校関係者と防犯ボランティアである「子ども安全リーダー」とが連携したパトロール活動の推進や「子ども110番の家」の設置、子どもに対する誘拐防止教室の開催などをとおして、子どもを対象とした犯罪の未然防止に努めます。

思春期（12～おおむね18歳）

〔思春期の特性と課題〕

思春期には、大人への移行に向けて、社会規範や知識・能力を習得するとともに、自分らしさを確立していくことが重要です。なお、思春期の子どもの特性を踏まえ、適切な距離を保ちつつ成長を支援することや性差に応じたきめ細かな相談・支援を行うよう配慮する必要があります。

（1）子どもが健やかに育つ環境づくり

施策の方向性

思春期に特有の健康に関する諸課題やインターネットや携帯電話の普及に伴う諸課題に対応するため、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

具体的取り組み

ア 思春期保健対策の充実

- ・10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増加に対応するため、医療、教育、母子保健の関係機関によるネットワークづくりを推進し、関係機関の連携のもと性に関する健全な意識の育成、性や性感染症予防に関する相談や正しい知識の普及を図ります。
- ・学校における性教育については、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた望ましい行動が取れるよう指導を行います。
- ・未成年者の喫煙や薬物乱用を防止するため、教育および保健、医療機関、関係団体が連携し、喫煙や薬物に関する教育、たばこ小売業者による販売の自主規制やシンナー等取扱者に対する指導などの取り組みを推進します。

イ インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成

- ・学校において、子どもの発達の段階に応じてインターネット上のルールやマナーを教えるとともに、個人情報・プライバシーの取り扱い、人権侵害や著作権侵害にかかる対応、学校における携帯電話の取り扱いなどモラルの育成を図ります。
- ・保護者に対して、インターネットや携帯電話を利用するときに守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを子どもたちに伝える必要があることを伝えるとともに、有害なサイトへのアクセスを自動的に制限するフィルタリングソフトを積極的に使用するよう啓発します。また、インターネット接続サービス提供者、インターネットカフェなどに対して、契約や利用の際に、フィルタリングソフトの利用を勧めるよう働きかけを行います。

(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実

施策の方向性

生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう、学童期に引き続き、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。

具体的取り組み

ア 「健やかな体」を育む

体力の向上

- ・子どもの心身の健全な発達を促し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培うため、学童期に引き続き、学校体育・スポーツの充実を図ります。

また、中・高等学校の運動部活動において、積極的な外部指導者の活用に努めるとともに、指導力向上のため、各種研修会等の充実を図ります。

イ 「豊かな心」を育む

コミュニケーション能力や規範意識等の育成

- ・思いやりの心や互いを尊重する態度、他者とのコミュニケーション能力、社会生活を送る上で持つべき規範意識などの社会性を育むため、職場体験やボランティア活動などの体験を活かした道徳教育を推進します。

人権教育の推進

- ・子どもたちの人権意識を育成するとともに、学校や関係機関が連携を図る中で、子どもたちが自分と他者の人権をともに大切にし、そのことを実践的な行動に結びつけられるよう人権教育を推進します。

「自ら考え、自ら行動する」力の育成

- ・21世紀淡海子ども未来会議による体験学習や「子ども県議会」の開催、県内全中学生を対象として生徒がさまざまな思いを発表する「中学生広場」の開催などをとおして、子どもが意見を表明したり、積極的に社会に参加する機会の提供に取り組みます。

“次代の親を育てる”取り組みの推進

- ・保育所、幼稚園での保育体験など、中・高校生等が乳幼児とふれあうことをとおして、乳幼児の心身の発達の特徴、遊びや基本的な生活習慣などについて理解するとともに、子育ての楽しさなどについて考える機会を提供します。

ウ 「確かな学力」を育む

知識・技能や思考力・判断力・表現力等の育成

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と課題解決的な学習や探究的な学習の展開により、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を育成します。

教育課程の工夫と特色ある学校づくり

- ・中学校において、地域や学校、子どもの実態やニーズに応じた教育課程の編成を行うとともに、指導方法や指導体制の改善、総合的な学習の時間の工夫等を行い、特色ある学校づくりを進めます。
- ・高等学校において、二学期制の採用、習熟度別クラス編制、インターンシップ、学校設定教科・科目の設定など創意ある教育課程の編成により、学校や生徒の実態に応じた指導体制の工夫・改善を引き続き行います。

指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施

- ・教科や学習内容によって、少人数の学習集団でのテーマ別指導、理解度や習熟度に応じた指導、興味・関心等に応じた課題学習、個別指導やグループ指導など指導方法を工夫し、子ども一人ひとりの能力や特性等に応じたきめ細かな学習指導を行うことにより、基礎的・基本的学力の確実な定着を図ります。

国際教育の推進

- ・自国の伝統と文化に根ざした自己の確立を図るとともに、異なる文化や異なる文化を背景に持つ人々を受容し、共生することのできる態度や能力の育成を図るなどして、国際社会に貢献する人づくりを進めます。

情報活用能力の育成

- ・コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを活用して、情報を的確に読み取り、判断し、活用する力を高めます。

エ 教育に伴う経済的負担の軽減

- ・私立高等学校に在籍する生徒の授業料軽減のための補助や私立学校等の経常的経費に対する補助など、私立学校に対する助成を実施します。
- ・経済的理由により高等学校等への進学が困難な者に対する奨学資金の貸付けや県立高等学校における授業料の減免などにより、教育費の負担軽減を図ります。

(3) 勤労意識の醸成と就業支援

施策の方向性

勤労観や社会性を養うことにより、将来の自立に向けた主体的な就学や就業が行えるよう支援します。

具体的取り組み

ア 勤労観・職業観を養い、社会での自立をめざす支援の充実 キャリア教育の推進

- ・中学生の職場体験や高校生インターンシップなど、子どもが発達の段階に応じて学習内容や将来の進路等に関連した体験活動を行うことにより、学校での学習と職業との関係について理解を深めるとともに、望ましい職業観・勤労観の育成を図ります。

就職支援

- ・就職未内定者の就職促進と県内企業の人材確保を図るため、滋賀労働局と連携しながら、就職相談会を開催します。
- ・就職内定者向けに、実社会で働くための心構えなどを身につけるための講習会を開催し、若年者の職場定着の促進を図ります。
- ・就職希望者に対して、実社会の基本的なルールや仕事のルール、基礎知識について記載したハンドブックを配布し、事前の理解不足による就職後の早期離職の防止を図ります。

青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

〔青年期の特性と課題〕

青年期には、親の保護から抜け出し、就職することや家族を形成すること等をとおして、社会の一員として自立した生活を営むとともに、公共に参画し、貢献していくことが重要です。すでに社会の担い手として生活を送っている者も少なくない反面、社会的に自立するために何らかの支援を必要としている若者もいることから、こうした若者に対する適切な相談・支援についても配慮をする必要があります。

（1）社会への参画促進

施策の方向性

社会の一員としての意識を醸成し、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な参加を促す機会を提供します。

具体的取り組み

ア 若者の主体的な社会参画の促進

- ・若者が自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした取り組みをとおして、若者の自立を支援する団体のネットワークづくりを推進します。
- ・若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会の提供を図ります。
- ・滋賀の文化的風土に根ざした青少年活動指導者を育成し、若者の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進します。

イ 県の政策形成過程への参画の促進

- ・各種審議会や懇話会等における委員の公募制の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、若者の政策形成過程への参画を促進します。
- また、若者の育成にかかる施策については、若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇話会等の委員構成について配慮します。

（2）若者の就職支援の充実

施策の方向性

若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立していくため、将来の目標をめざした就学や就業への支援を行うとともに、農林水産業などの地域産業に就く意欲ある若者を支援するなど、若者の就業機会の拡大を図ります。

具体的取り組み

ア 職業能力開発支援・就業支援の充実

職業に関する知識、技能の育成

- ・県立高等技術専門校による若者の職業能力の開発や民間教育訓練機関を活用した離職者委託訓練の実施、就職支援アドバイザーの設置をとおして、若者の雇用の促進を図ります。
- ・新しい職業訓練システムである「日本版デュアルシステム」に取り組み、企業での実習と教育・職業訓練を一定期間組み合わせ実施することにより、若者を職業人として育て、職場への定着促進を図ります。
- ・ものづくり人材の育成を図るため、優秀な若い技能者の技能を評価・認定することをとおして、若い技能者の技能研さんへの意欲を向上させるとともに、社会における技能を尊重する気運を醸成します。

就職の支援

- ・若者の就職を支援するため、「ヤングジョブセンター滋賀」において就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関する講習会や就職説明会の開催などを行います。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
ヤングジョブセンター滋賀の支援による就職者数	1,181 人	1,300 人

若者の就業機会の拡大

- ・農林水産業や地域の地場産業等に就く意欲を持つ若者や起業をめざす若者に対して、情報提供・相談、職業紹介、その他就業や事業実施に必要な支援を行い、若者の就業機会の拡大を図ります。

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

基本目標

健やかに成長し、自立していく上で、困難を伴ったり、不利な立場に置かれているなどの理由により、特別な支援が必要な子ども・若者が、その命と人権を守られ、適切かつ十分な支援が受けられるよう、市町、関係機関および県民と連携した取り組みを進めます。

特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

児童虐待防止総合対策の推進

子どもが虐待により命を落とすことなく、安全・安心に育っていく環境を整備するため、市町、関係機関および県民と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な子どもの保護・ケア、そして、家族の再統合や子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行います。

発達障害のある子どもおよびその家族に対する支援

発達障害のある子どもが、将来的に社会に適応し、自立していくためには、可能な限り早期からその障害に応じて、関係者が適切に関わり、支援することが極めて重要です。

このため、乳幼児期において障害の早期発見と早期療育を実施し、保護者との情報共有に努めながら、切れ目のない継続した支援体制の構築を進めます。

非行などの課題がある青少年の立ち直り支援

非行や心の問題などを抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる青少年が、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長してけるよう、家族、地域、企業などとともに、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援する取り組みを進めます。

〔具体的施策〕

(1) 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進

施策の方向性

児童虐待が子どもの人格をゆがめ、次世代まで影響を及ぼす著しい人権侵害であるとの認識のもと、子どもの権利擁護の視点に立って、「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちが適切かつ十分な支援を受けられる体制や社会資源の充実を図ります。

具体的取り組み

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた施策の推進

ア 児童虐待防止に関する県民意識の醸成および学習・啓発

要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進

- ・福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」を運営し、関係機関における児童虐待防止のための取り組みの充実と関係機関の連携の強化を図ります。

未然防止、早期発見を図るための啓発活動

- ・児童虐待に係る通告義務や児童虐待が子どもに及ぼす影響などについて、県民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組むための県民意識を醸成するため、市町、関係機関・団体、企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
- ・保育所、幼稚園や学校などにおいて、子どもや保護者に対する児童虐待防止に関する学習や啓発に取り組みます。

早期発見・早期対応を徹底するための組織対応と研修の実施

- ・保育所、幼稚園や学校、医療機関などにおける組織対応を強化するとともに、学校や幼稚園の虐待対応教員などの教職員、保育所の虐待対応保育士等、医師、保健師、児童委員など子どもに直接かかわる仕事に従事する者が、専門知識に基づき、児童虐待を早期に発見、対応できるよう研修を充実します。

子どもの育ちの支援

- ・CAP（子どもが虐待などの暴力から自分を守るための教育プログラム）などの普及を図り、子どもが自らの権利について学び、子どもの生きる力を引き出す機会をつくります。
また、子どもの『助けてサイン』を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（愛称：こころんだいやる）において、子どもや保護者からの悩み相談に応じるとともに、民間団体とも連携して、子どもの相談窓口の充実を図ります。

イ 妊娠期から乳幼児期の家庭の状況把握、支援

保健、医療の連携による児童虐待の早期発見・早期対応の推進

- ・保健所と市町において妊娠期、乳幼児期を通じて母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業を児童虐待の未然防止の視点から実施するとともに、産科、小児科、精神科など医療機関と連携して相互に適切な情報提供を行うことにより、要支援家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業につなぐなど、きめ細かな支援を行います。

（再掲）

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	23 市町	全市町

保健、医療従事者の研修の機会の確保

- ・保健、医療従事者の協力を得て、要支援家庭の早期把握、支援の強化ができるよう、産科、小児科および精神科などの医師、保健師、助産師、看護師など関係者の研修の機会を確保します。

ウ 特に支援が必要な家庭に対する支援

子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進（再掲）

- ・育児に過重な負担がかかる出産後間もない時期の家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を推進します。また、市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるよう支援します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
ショートステイ事業実施市町数	6 市町	全市町

保育所の利用申し込みの勧奨および入所選考における配慮（再掲）

- ・市町において、児童虐待防止の観点から、保育所での保育が必要な子どもの保護者に保育所の利用申し込みを勧めるとともに、入所選考にあたって配慮するよう働きかけます。

養育支援訪問事業の推進

- ・市町において、子育て経験者やヘルパー、保健師、助産師等を派遣し、育児困難な家庭の子育て支援を行う養育支援訪問事業を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
養育支援訪問事業の実施市町数	15 市町	全市町

エ 市町の体制、要保護児童対策地域協議会の機能強化

市町の体制や職員の専門性の確保

- ・市町における福祉・保健・教育の連携体制を強化し、児童家庭相談業務や要保護児童対策地域協議会の調整機関業務を担当する職員の専門性を確保するため、市町向け子ども虐待対応マニュアルの活用促進、児童福祉司の任用資格の取得に向けた研修の実施、スーパーバイザーの派遣、ケースマネージメントアドバイザーによる支援などを行います。
- ・市町の児童家庭相談担当や要保護児童対策地域協議会の調整機関に、社会福祉士、保健師、保育士など多様な専門職が配置されるなど市町の体制が充実されるよう働きかけます。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
児童家庭相談業務担当者に児童福祉司を配置する市町数	-	全市町
要保護児童対策地域協議会の調整機関業務担当者に児童福祉司を設置する市町数	-	全市町

要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ・個別ケース検討会議等の開催、主担当機関の確認および全てのケースの進行管理など、調整機関業務が適切に行われるよう働きかけます。
- ・要保護児童対策地域協議会に、保育所、幼稚園および学校、医療機関、保健センター、児童委員など子どもに関わる機関が参加し、早期発見・早期対応に向けた役割分担が確立されるよう働きかけます。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
要保護児童対策地域協議会設置市町数	19 市町	全市町

オ 子ども家庭相談センターの機能強化

組織体制の強化

- ・児童虐待相談件数の増加に伴い、児童福祉司一人あたりの相談件数が全国平均と比較して多く、中でも、性的虐待にかかる司法面接や事実確認面接など特殊な面接技法を必要とするケースが増えていることなどから、児童福祉司や児童心理司の充実、保健師の配置を含め体制強化を図ります。

市町への技術的援助

- ・困難事例が増加する児童虐待への専門的な対応を強化するとともに、市町に対しては、「児童虐待ケースにおける市町と子ども家庭相談センターの役割分担の明確化に向けた指針」に基づき、児童相談業務に対する技術的援助や助言を行います。

児童家庭支援センターの機能強化

- ・子ども家庭相談センターの補完機能や里親支援なども含め、児童家庭支援センターの機能強化に向けた検討を行います。

警察との連携体制の整備

- ・警察本部や各警察署と連携し、「面会通信制限や接近禁止命令処分に伴う子どもの安全確保のための措置の申し合わせ」に基づき、子どもの保護に向けた体制を整備します。

重篤な事例の検証

- ・重篤な児童虐待事例が発生した場合は、「児童虐待事例検証部会」による検証を行い、再発防止に努めます。

子どもの保護・ケアの充実

ア 一時保護機能の充実

- ・子ども家庭相談センターの一時保護所の機能の充実を図るとともに、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）など地域の社会資源を活かした一時保護の新たな仕組みを検討します。

イ 要保護児童の受入体制の整備

- ・今後、増加が予想される要保護児童に対応するため、地域小規模児童養護施設、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の活用を含め、受入体制を整備します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
措置を要する要保護児童の受入可能数	342 人	374 人

- ・里親制度についての広報・啓発を進め、里親登録を促進するとともに、養育技術に関する研修の充実や里親支援機関の機能強化など里親支援の強化を図ります。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
養育里親登録数	91 家庭 142 人	125 家庭

- ・児童養護施設等と里親の役割や機能分担のあり方を検討します。

ウ 被虐待児等のケアの充実

- ・虐待を受けた子どものケアおよび自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うため、関係機関職員に対する資質向上のための研修の充実を図ります。
- ・児童養護施設等における心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の配置、小規模グループによるケア体制の整備などをとおして、虐待を受けた子どもに対するきめ細かなケアと自立のための支援を行います。
- ・児童養護施設等に入所している子どもに、里親などの一般家庭での生活（ホームステイ）を体験する機会を確保することにより、子どもが家庭の愛情に触れ、豊かな人間性を育むことを支援します。
- ・児童養護施設等や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）里親のもとで生活する子どもの権利を擁護するため、「子どもの権利ノート」を作成するとともに、「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会」による実地調査を行い、子どもの意見や苦情に客観的かつ専門的な立場から適切に対応することにより、子どもが施設において安心して生活できるよう支援します。
- ・児童養護施設等、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）や里親による虐待があった場合には、「児童虐待事例検証部会」による検証を行い、再発防止に努めます。

家族の再統合、子どもの自立支援

ア 親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）

- ・子ども家庭相談センターにおいて、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携しながら、家族再統合の取り組みを進めます。

イ 子どもの自立支援

- ・児童養護施設等や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）里親のもとで生活する子どもの退所・委託後の就学・就業について経済的支援等を行い、円滑な自立を促します。
- ・児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じた就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行う仕組みを検討します。
- ・児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導などを行う児童自立生活援助事業を進めるとともに、現在、男子を対象とした自立支援ホームしかないことから、女子を対象とするホームの設置を検討します。

(2) DV(配偶者等からの暴力)防止対策の充実

施策の方向性

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。))は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。また、子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待であると定義づけられています。こうした認識のもと、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援を進めるため、総合的かつ積極的な施策の展開を図ります。

具体的取り組み

ア DV防止とDV被害者の自立支援の推進

- ・子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与え、児童虐待となることについて、広く啓発します。
- ・「滋賀県児童虐待防止計画」および「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」に基づき、暴力の防止および被害者の保護のため、広報啓発に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、民間団体などが連携協力し、被害者に対する相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、自立の支援など、DV被害等に遭った親子がともに安心して自立した日常生活を送れるよう支援対策を推進します。

(3) 障害のある子どもに対する支援の充実

施策の方向性

乳幼児期において障害の早期発見と早期療育を実施し、保護者との情報共有に努めながら、切れ目のない継続した支援体制の構築を進めます。

具体的取り組み

- #### ア 障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援
- ・新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、放置すると知的障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早期に治療することにより障害を予防します。また、障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を支援し、保健所、県立小児保健医療センターとともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。
 - ・早期療育事業や重症心身障害児(者)通園事業、発達相談指導等の取り組みを進めるとともに、障害児通園施設の整備に必要な支援を行い、乳幼児健康診査等の母子保健活動と連携した身近な生活の場における早期療育体制の充実を図ります。
 - ・障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保護者どうしの交流の場を設けたり、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、生涯を通じた継続的な療育の実施を推進します。

- ・サービス調整会議（地域自立支援協議会）を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を図ります。
- ・障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる「第3の場」を確保し、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、障害児童クラブ活動支援事業を実施し、地域での療育や育成活動に主体的に取り組む民間団体の発掘、育成および活動の充実を図ります。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
障害児童クラブ数	12 か所	30 か所

- ・すべての市町においてサマーホリデーサービス等への参加を希望する障害のある子どもの受け入れが実現できるよう体制整備を進めるとともに、理解促進を目的としたボランティアの参加を促進します。
- ・保育所において、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。（再掲）
- ・放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れを促進するため、障害児受入環境改善事業を実施し、障害のある子どもの放課後の生活の充実を図ります。

イ 在宅の障害のある子どもの支援と家族の介護負担等の軽減

- ・障害のある子どもを介護している保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭などの理由により一時的に家族介護できない場合などに、その子どもを一定期間施設で預かる障害児短期入所事業を実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。
- ・在宅の重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した障害のある子どもに対し、通園の方法により日常生活動作や運動機能等に係る訓練などの必要な療育を行う重症心身障害児（者）通園事業・在宅重度障害者通所生活訓練援助事業を推進します。
- ・在宅の知的障害のある子どもを対象に、障害の程度にかかわらずそれぞれのニーズに応じた必要なサービスを必要なときに受けることができる「24 時間対応型総合在宅福祉サービス事業」を実施し、障害のある子どもとその家族の地域生活を支援します。
- ・経管栄養やたんの吸引など医療行為を常時必要とする子どもが、訪問看護ステーションの訪問看護を利用した場合に経費の助成を行う重度障害児訪問看護利用助成事業を実施し、家族の介護・看護や経済的負担の軽減を図ります。
- ・身体に障害のある子どもや現存する疾患を放置すると将来において障害を残すおそれのある子どもの手術などの医療費について、「育成医療」の給付を行います。

ウ 発達障害のある子どもに対する支援

- ・発達障害の基礎知識や障害の特徴や対応等を学ぶ機会の提供などにより、発達障害に対する県民理解の促進を図るとともに、関係者の連携や施策検討のための組織を設置し、発達

障害者支援施策の総合的な推進を図ります。

- ・地域における総合的な支援拠点である滋賀県発達障害支援センター「いぶき」において発達障害のある子どもや家族への相談支援、療育および就労等の支援を行うとともに、関係機関とのネットワークづくりを進め、地域における総合的なサービスの提供、支援システムづくりに取り組みます。
- ・県立小児保健医療センターにおいて、発達障害にかかる県内医療機関の拠点として、自閉症や注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障害に関する専門的診断・治療を行います。
- ・発達障害について、早期把握・早期療育支援が行えるよう関係者の資質向上を図るとともに、障害児施設が有する専門的な療育技術の活用や、滋賀県発達障害者支援センターとの機能連携を進め、障害の特性に応じた地域療育が実施できるよう支援します。
- ・発達障害のある子どもが、乳幼児期、学齢期、青年期の各ライフステージをとおして、一貫したよりよい支援が受けられるようにするため、相談支援ファイルの普及を図ります。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
相談支援ファイルを作成している市町数	2 圏域(8 市町)	全市町

エ 特別支援教育の推進

- ・保育所や幼稚園における特別の支援を必要とする乳幼児の指導にあたっては、子どもの状況に配慮しながら、集団生活の中でそれぞれの個性を十分発揮できるよう、指導内容の充実を図ります。また、保健、医療、福祉と教育の連携を深め、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制を推進します。
- ・学齢期においては、一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行い、子どもが自立し社会参加をするための基礎となる生きる力を育成する特別支援教育の充実を図ります。
また、発達障害を含む障害のある子どもについて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、より適切な指導・支援を行うため、「個別の指導計画」を作成するとともに、就学前から卒業後までを視野に入れた、教育、福祉、医療、労働等の多角的な視点からの一貫した「個別の教育支援計画」の作成を進めます。

(4) 外国人の子どもに対する支援の充実

施策の方向性

異なる文化、習慣、価値観を持つ者同士が、相互に理解し、互いの人権を尊重しながら、それぞれの子どもが健やかに成長していけるよう必要な支援を行います。

具体的取り組み

ア 外国人の子どもへの学習支援

- ・日本語指導が必要な外国人の子どもに対応するため、必要な学校に教員の追加配置や非常勤講師の派遣を行う。また、母語を介してコミュニケーションを図るなど、外国人の子どもに対する学習支援等を充実します。

イ 外国人に対する子育て支援活動の促進

- ・多言語による情報の提供や相談、就学・学習・進路支援など、地域において、学校や行政、企業、民間団体、ボランティア等が連携して取り組む外国人に対する子育て支援活動を促進します。

ウ 外国人の子どもの健全な育成の支援

- ・外国人学校・警察ネットワーク会議の開催、外国人の子どもに対する非行防止教室や防犯教室などをとおして、日本社会のルールなどに対する理解を促進し、規範意識の向上を図ります。

(5) 非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実

施策の方向性

青少年の非行防止活動等を推進するとともに、社会的に自立する上で何らかの課題がある青少年の支援を充実します。

具体的取り組み

ア 健全な育成環境の整備

- ・性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等の販売やインターネットサイトの存在などを踏まえ、青少年の健全育成に関する条例に基づく立ち入り調査を行うとともに、有害サイトへのアクセスを自動的に制限するフィルタリングソフトの積極的な活用について啓発するなど、青少年を有害情報から守り、よりよい育成環境づくりを進めます。

また、青少年の性に関する問題に対応するため、出会い系サイト、コミュニティサイト等を利用した児童買春などの犯罪の取締りのほか、出会い系サイト等の利用の危険性に関する広報啓発などの取り組みを強化します。

- ・未成年者の喫煙や薬物乱用を防止するため、教育および保健、医療機関、関係団体が連携し、喫煙や薬物に関する教育、たばこ小売業者による販売の自主規制やシンナー等取扱者に対する指導などの取り組みを推進します。(再掲)

イ 非行防止、立ち直り支援の推進

- ・ 青少年の非行防止と健全育成を図るため、少年センターや少年補導委員による街頭補導活動、相談活動を展開するとともに、警察署・少年サポートセンターによる不良行為少年・保護者への継続指導や被害少年の保護の充実を図ります。
- ・ 学校における生徒指導体制を強化するため、「生徒指導緊急特別指導員」を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関との連携を図りながら支援を行います。
- ・ 県内の少年センターに「青少年立ち直り支援センター（あすくる）」を設置し、警察、司法、教育、福祉等の関係機関の連携のもと、非行少年の生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりに取り組み、立ち直りを支援します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
あすくる支援プログラム終了率	60.9%	70%

ウ 心の問題への対応の充実

子どもに対する相談支援体制の充実

- ・ 子ども・子育て応援センター（愛称：こころんだいやる）において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもにかかわるあらゆる問題について気軽に相談に応じ支援します。
- ・ 各学校の教育相談体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、子どもと年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして家庭、学校および適応指導教室に派遣するなど、子どもがさまざまな不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備します。
- ・ 思春期における心身症、不登校、引きこもりなどの心の問題に対応するため、保健所や県立精神保健福祉センターにおける思春期相談など、地域における専門相談体制の充実を図ります。
- ・ 県立精神保健福祉センターや保健所において、社会とのかかわりからひきこもっている子ども・若者が自分と同じ思いを抱えた仲間と出会える場や、社会的ひきこもりの子どもを持つ家族どうしが子どもへの関わり方や将来のことなどを相談し合える場を提供します。

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

基本目標

ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々であるが、その置かれている環境の如何にかかわらず、子どもは心身ともに健やかに育ち、育てられなければなりません。「親の自信と幸福」があって「子の幸福」があるとの基本認識を共有し、ひとり親家庭に対し必要とされる時に必要な支援を行います。

また、「ひとり親家庭は社会を構成する一つの家族形態である」との認識のもと、ひとり親家庭に対する社会全体の理解が深まり、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加等ができる環境整備を進めます。

特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

養育費についての広報・啓発・相談の充実

養育費については、一般的に十分に理解されていないだけでなく、離婚の際にその取り決めがなされていないことも多く、また、取り決めがなされていても実際の支払いが行われない場合もあります。こうした状況を踏まえ、子どもが養育費を受け取る権利が適正に守られるよう、弁護士相談など養育費についての相談体制を整えるとともに、養育費についての広報・啓発を行います。

仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進

保育所や放課後児童クラブは働きながら子どもを養育するひとり親家庭にとって必要不可欠であり、また、残業時や子の疾病時など、様々なニーズに対応する子育て支援策も極めて重要です。

このため、保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援策を着実に推進します。

ひとり親家庭への情報提供、ひとり親家庭に対する理解促進のための広報・啓発の推進

ひとり親家庭に対して様々な媒体や相談事業等をとおして施策の周知に努めるとともに、企業等に対しても、ひとり親家庭についての理解が促進されるよう、広報・啓発を推進します。

〔具体的施策〕

(1) 真の自立をめざし生活の安定および向上を図る就業支援

施策の方向性

ひとり親家庭の自立、生活の安定と向上を図るため、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、子どもの成長に伴い変化する就業形態に対する希望にも柔軟に対応できる就業支援を実施します。

具体的取り組み

ア 一人ひとりの状況やニーズに応じた就業情報提供、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進

・母子家庭等就業・自立支援センター事業を推進するとともに、事業の対象を父子家庭にも拡大します。また、幅広い知識・技能の習得と能力開発の支援やハローワークと連携した

就業支援を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
母子家庭等就業自立支援センターの取り組みによる年間就業者数	84 人	110 人

イ 企業・団体等における雇用の促進に向けた広報・啓発の推進

- ・企業・団体等に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけるなど取り組みを進めます。また、仕事と生活の調和のとれた、働きやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発に努めます。

(2) 仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進

施策の方向性

子育てと就業等との両立は、子どもを持つひとり親家庭にとって不可欠であることから、安定就労を図るため、多様なニーズに対応する保育所、放課後児童クラブなどの子育て支援策の着実な推進を図ります。

家事、育児の援助などの支援を推進します。

具体的取り組み

ア 保育所および放課後児童クラブの充実等（再掲）

- ・待機児童解消に向けた計画的な保育所および放課後児童クラブの整備を促進します。
- ・多様なニーズに対応するための延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育の実施を促進します。
- ・保育所や放課後児童クラブへのひとり親家庭の子どもの優先入所あるいは優先的利用の徹底について市町に働きかけを行います。

イ 家事、育児の援助などの支援の推進

- ・病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助など、親が困ったときの支援について、迅速に対応できる日常生活への支援やホームフレンド事業を推進します。こうした支援を進めるにあたっては、大学との連携を図るなど工夫しながら事業を推進します。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員（子育て支援）登録者数	165 人	350 人

(3) 生活基盤である住宅の確保のための支援

施策の方向性

ひとり親家庭世帯の公営住宅への優先入居制度の推進を図るとともに、民間住宅への円滑な入居を支援します。

具体的取り組み

- ア 公営住宅への優先入居制度の推進
 - ・公営住宅についてはひとり親家庭世帯の優先入居制度が半数程度設けられていますが、まだ設けられていない市町に対して、制度が設けられるよう働きかけます。
- イ 民間住宅への円滑な入居の支援
 - ・民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保できるよう、住宅情報の提供などの支援に努めます。

(4) 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援

施策の方向性

経済的支援の着実な推進や養育費についての広報・啓発・相談の実施により、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

具体的取り組み

- ア 経済的支援
 - ・児童扶養手当の支給や福祉医療費の助成、母子寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を引き続き着実に推進します。
- イ 養育費についての広報・啓発・相談
 - ・養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、その支払いは親として当然の義務であるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費についての理解を深めるよう様々な方法により養育費についての周知を図ります。併せて、NPO 等と連携しながら、個々の家庭の状況に応じたきめ細かい相談を行うなどの取り組みを進めます。

数値目標	平成 20 年度末	平成 26 年度
養育費を受け取っている母子家庭の割合	24.6%	33%

(5) 心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり

施策の方向性

行政と母子福祉団体等が連携し、ひとり親家庭に対する相談・支援体制の充実を図ります。

具体的取り組み

- ア 母子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員の活動の充実
 - ・支援施策等に関する情報を提供するとともに、相談機関のネットワークを活用し、個々のひとり親家庭の状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につないでいく相談機能の充実および相談員等の資質向上を図ります。

イ 母子福祉団体との協働による相談事業の推進

- ・ひとり親家庭にとって身近に相談できる人がいることは重要であることから、法律相談事業や電話相談窓口の設置・充実を図りながら、行政と母子福祉団体等が連携し、ひとり親家庭等に対しより親密な相談を行います。

ウ ひとり親家庭ふれあい交流事業の推進

- ・父子家庭については、母子福祉団体のような支援団体がないため、まず相互に知り合い、情報交換をするといったことも重要であることから、ひとり親家庭相互の交流を促進します。

(6)ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発

施策の方向性

ひとり親家庭に関する関係者の情報共有を進め、円滑な相談・支援を推進するとともに、広報・啓発の推進により、ひとり親家庭に対する県民の理解を深めます。

具体的取り組み

ア 関係機関等における適切な情報共有

- ・ひとり親家庭福祉推進員等の活動にあたって、適切な個人情報の取り扱いのもとで、関係機関において情報共有の強化を図り、相談・支援を行います。

イ ひとり親家庭に対する施策の周知の徹底

- ・必要な情報がそれを必要とする人に十分に行き渡るよう、情報が届きにくい死別によるひとり親家庭にも配慮しながら情報提供の充実を図ります。

ウ ひとり親家庭についての理解を広めていく広報・啓発の推進

- ・就労促進、就労環境の向上および生活の場の確保等に向け、企業等に対する雇用促進制度等の周知を図るとともに、ひとり親家庭についての理解が深まるよう、経済団体等とも連携しながら、県民や企業に対する広報・啓発を推進します。
- ・広報・啓発にあたっては、ポスターやちらし等種々な媒体を活用し、公共施設等の協力を得ながら、媒体に応じた効果的な広報を行います。

数 値 目 標 一 覧

指 標	現 状	目 標
	H20年度末	平成26年度
家庭教育協力企業協定の締結企業数	747社	1,200社 <平成25年度>
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	145社	560社
男性の育児休業取得率	1.2%	5%
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	23市町	全市町
周産期の死亡児数（出産千人あたり人数）	5.3人	3.9人
地域子育て支援拠点数	101か所 [*]	125か所 [*]
一時預かり事業実施箇所数	94か所 [*]	116か所 [*]
ショートステイ事業実施市町数	6市町	全市町
トワイライトステイ事業実施市町数	3市町	9市町
ファミリー・サポート・センター数	10市町	15市町
次世代育成支援対策地域協議会設置市町数	-	全市町
淡海子育て応援団事業登録事業所数	728事業所	1,000事業所
平日昼間の保育利用児童数		
3歳未満児（認可保育所、家庭的保育事業）	7,818人	9,862人
3歳以上児（認可保育所、家庭的保育事業、幼稚園の預かり保育）	17,848人	19,092人
福祉サービス評価（自己評価）実施保育所数	229か所	全保育所
延長保育実施保育所数	175か所	207か所
夜間保育実施保育所数	2か所	4か所
休日保育実施保育所数	14か所	17か所
病児・病後児保育実施箇所数		
うち 体調不良型	14か所	28か所
うち 病児対応型・病後児対応型	(5か所)	(7か所)
	(9か所)	(21か所)
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用児童数（小学1年生～3年生）	7,653人	9,596人
しがこども体験学校参加団体数	77団体	100団体
ヤングジョブセンター滋賀での支援による就職者数	1,181人	1,300人

指 標	現状	目標
	H20年度末	平成26年度
養育支援訪問事業の実施市町数	15市町	全市町
児童家庭相談業務担当者に児童福祉司を配置する市町数	-	全市町
要保護児童対策地域協議会の調整機関業務担当者に児童福祉司を配置する市町数	-	全市町
要保護児童対策地域協議会設置市町数	19市町	全市町
措置を要する要保護児童の受入可能数	342人	374人
養育里親登録数	91家庭 142人	125家庭
障害児童クラブ数	12か所	30か所
相談支援ファイルを作成している市町数	2圏域 8市町	全市町
あすくる支援プログラム終了率	60.9%	70%
母子家庭等就業・自立支援センターの取り組みによる年間就業者数	84人	110人
母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員（子育て支援）登録者数	165人	350人
養育費を受け取っている母子家庭の割合	24.6%	33%

注1 印は市町がニーズ調査を行った指標。右上に*印がついている数値は、市町が実施する類似の単独事業を含んだ数値です。

注2 印は現行の次世代育成支援行動計画、児童虐待防止計画、ひとり親家庭等自立促進計画に記載していない新規の指標

注3 数値目標の一部については、現時点での市町の目標事業量を勘案したものです。市町の後期行動計画策定状況によって、変動することがあります。

第4章 計画の推進に向けて

この計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

1 それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

県は、本計画に基づき、子育てや子どもの豊かな育ちを支援するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、次世代育成支援対策が行政のみならず、家庭、学校、企業などの取り組みに負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分果たされるよう、必要な支援、情報提供を行います。

また、家庭環境など様々な理由で、健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、不利な立場に置かれている特別な支援を必要とする子ども・若者やその保護者に対しては、法令で定められた県としての責務を踏まえ、要支援者の個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

市町に対しては、情報の共有化、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成等を通じて、市町が一定の質を確保しながら、子育て支援施策を円滑に実施できるよう支援を行います。

(2) 市町の役割

市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において、主体的な役割を担っています。関係機関・団体等との連携のもと、各市町は、次世代育成支援行動計画に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められています。

(3) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位の集団であり、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につける場として、極めて重要な役割を担っています。子育てについては保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもとに、家庭生活を通じて、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にすることが求められています。

(4) 保育所、幼稚園、学校の役割

保育所、幼稚園、学校は、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係の育成や社会規範意識の習得を図る場でもあります。子どもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを

進めることが求められています。

(5) 企業の役割

企業は、職業生活と子育てなどの家庭生活の両立を図るうえで、大きな役割と責任を担っています。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、男性を含めた働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められています。

また、親と子が利用しやすい設備の充実、子育てを応援するサービスの実施、職場体験の受け入れなど、企業の専門性を活かしながら、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されます。

(6) 県民の役割

子どもや若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、県民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、支えていくことが求められます。

地域においては、近隣や自治会、子育てサークルなどの団体が相互に連携を図り、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

また、児童虐待防止の観点からも、地域全体で子育て家庭に関わることは大切であり、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

2 計画の推進体制

(1) 県における推進体制

子どもの育ちや多様化する県民のニーズや課題に対応するためには、教育・福祉・労働などの分野を超えた連携が必要です。県では、庁内推進体制として「滋賀県子ども・青少年施策推進本部」を中心に、関係部局の相互の連携を図りながら、総合的な取り組みを進めます。

(2) 企業や民間団体等との連携

企業において、一般事業主行動計画等に基づく、仕事と子育ての両立支援の取り組みや若い世代の雇用の促進が一層図られるよう、労働局や経済団体、企業等と連携・協力しながら積極的な啓発活動を進めます。

また、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性を踏まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした子育て支援活動や協働によるネットワークづくりなどの取り組みが、各地域で積極的に展開されるよう協力・連携を図っていきます。

(3) 国および市町との連携

子育てのための手当制度や奨学金制度などによる経済的支援策については、国の基本政策として充実が図られるよう、国に対して、制度の改善や財源措置等について積極的に政策提案していきます。

また、市町において、市町村行動計画に基づく取り組みが円滑に推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上などを推進します。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、P D C A サイクル(計画 - 実施 - 評価 - 改善)の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、子育て当事者や子ども・若者育成支援施策に関係する団体、経済・労働関係団体、市町等多様な主体の参画のもと、点検評価を行います。

また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画の推進を図ります。

(2) 計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の子ども・若者育成を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映していきます。

参考資料

(1)(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画協議会の検討経過

会 議	開催月日	主な議題
第1回	平成21年6月12日	策定の背景・趣旨等について 子ども・青少年を巡る現状と課題について 計画の骨格と基本的な考え方について
第2回	平成21年8月27日	各検討会における検討結果について 計画の基本理念や施策の基本的視点等について
第3回	平成21年9月16日	計画に記載する具体的施策(案)、数値目標(案)等について
第4回	平成21年11月2日	最終報告案について

(2)(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会 委員名簿(50音順、敬称略)

：会長 ：副会長

所 属	役職名	氏 名
滋賀県青少年育成県民会議	副会長	安部 侃
聖泉大学	学 長	井深 信男
公募委員		小田 勝己
栗東市	生涯学習課長	樫葉 元治
公募委員		葛口 彩
滋賀経済産業協会	事務局長	小林 邦彦
滋賀子育てネットワーク	代 表	鹿田 由香
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	会 長	高岸 義昭
聖泉大学	教 授	高橋 啓子
滋賀県保育協議会	副会長	中西 健
滋賀県PTA連絡協議会	事務局長	中村 長七
立命館大学	教 授	野田 正人
滋賀県市町保健師協議会	理 事	福永 まき絵
滋賀県青年団体連合会	会 長	船川 泰裕
滋賀県労働者福祉協議会	理 事	松元 光彦
日野町	福祉課長	森口 雄司
滋賀県児童養護施設協議会	副会長	山本 朝美
滋賀大学	教 授	渡部 雅之

(3) テーマ別検討会での検討経過

策定協議会においては、広く関係者の意見を議論に反映していくため、子ども・若者育成施策に係る四つの分野(子育て支援、青少年自立支援、社会的養護、ひとり親家庭支援)について検討会が設けられました。

各検討会では、施策の基本的方向性や重点的取り組みなどが集中的に議論され、平成 21 年(2009 年)8 月 27 日開催された第 2 回策定協議会において、各検討会で集約された意見が報告されました。

子育て支援検討会

会議	開催月日	主な議題
第 1 回	平成 21 年 5 月 12 日	(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について 子育て家庭や子どもを取り巻く現状と課題について
第 2 回	平成 21 年 6 月 22 日	子育て支援をめぐる基本的考え方と施策の方向性について
第 3 回	平成 21 年 8 月 5 日	子育て支援検討会報告(素案)について

青少年自立支援検討会

会議	開催月日	主な議題
第 1 回	平成 21 年 6 月 11 日	(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について 青少年を取り巻く現状と課題について
第 2 回	平成 21 年 7 月 10 日	青少年自立支援の基本的考え方と施策の方向性について
第 3 回	平成 21 年 7 月 29 日	青少年自立支援検討会報告(素案)について

社会的養護検討会

会議	開催月日	主な議題
第 1 回	平成 21 年 4 月 30 日	(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について 社会的養護にかかる現状と課題について
第 2 回	平成 21 年 6 月 19 日	基本目標について 具体的な取り組みについて
第 3 回	平成 21 年 7 月 17 日	基本目標(案)について 重点的な取り組み(案)、指標項目(案)について
第 4 回	平成 21 年 8 月 11 日	報告書(案)について 指標項目と数値目標について 検討会から策定協議会への意見書(案)について

ひとり親家庭支援検討会

会議	開催月日	主な議題
第 1 回	平成 21 年 5 月 13 日	(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について ひとり親家庭を取り巻く現状と課題について
第 2 回	平成 21 年 7 月 17 日	ひとり親家庭支援検討会報告(素案)について
第 3 回	平成 21 年 8 月 11 日	ひとり親家庭支援検討会報告(案)について

(4) 検討会委員名簿

子育て支援検討会(15名)

:座長 :副座長
(50音順、敬称略)

所 属	役職名	氏 名	備考
平野幼稚園	園 長	一柳 敦子	
守山市	こども課長	今井 剛	
公募委員		小田 勝己	*
米原市	こども家庭課長	北村 圭弘	
滋賀県学童保育連絡協議会	事務局長	久保 和子	
滋賀経済産業協会	事務局長	小林 邦彦	*
滋賀子育てネットワーク	代 表	鹿田 由香	*
滋賀県保育協議会	副会長	中西 健	*
滋賀県私立幼稚園協会	会 長	奈良 誉夫	
滋賀労働局	雇用均等室長	野添 雅恵	
滋賀県市町保健師協議会	理 事	福永 まき絵	*
滋賀県労働者福祉協議会	理 事	松元 光彦	*
篠原小学校長	校 長	馬淵 眞壽美	
日野町	福祉課長	森口 雄司	*
滋賀大学	教 授	渡部 雅之	*

* 策定協議会との併任委員

社会的養護検討会(9名)

:座長 :副座長
(50音順、敬称略)

所 属	役職名	氏 名	備考
高島市	子ども家庭相談課長	石田 佳枝	
滋賀県児童養護施設協議会	会 長	大久保 和久	
滋賀弁護士会人権擁護委員会	委員長	甲津 貴央	
彦根子ども家庭相談センター	所 長	富永 豊	
児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会	委員長	中川 泰彦	
立命館大学	教 授	野田 正人	*
中央子ども家庭相談センター	所 長	前川 承包	
滋賀県里親会	副会長	元藤 大士	
滋賀県児童養護施設協議会	副会長	山本 朝美	*

* 策定協議会との併任委員

青少年自立支援検討会（10名）

：座長 ：副座長
（50音順、敬称略）

所 属	役職名	氏 名	備考
滋賀県青少年育成民会議	副会長	安部 侃	*
滋賀県青少年補導センター連絡協議会	会 長	岩田 金藏	
大津高等学校	校 長	岡 均	
栗東市	生涯学習課長	樫葉 元治	*
公募委員		葛口 彩	*
滋賀県非行少年等立ち直り支援 総合コーディネーター		藏田 光秋	
環境レイカーズ	代 表	島川 武治	
滋賀県PTA連絡協議会	事務局長	中村 長七	*
滋賀県青年団体連合会	会 長	船川 泰裕	*
愛東中学校	校 長	山本 佐千夫	

* 策定協議会との併任委員

ひとり親家庭支援検討会（7名）

：座長 ：副座長
（50音順、敬称略）

所 属	役職名	氏 名	備考
滋賀労働局	職業安定課長	大伴 純一	
滋賀県母子福祉のぞみ会	事務局長	坂下 ふじ子	
聖泉大学	教 授	高橋 啓子	*
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	会 長	高岸 義昭	*
（株）農環	代表取締役	那須 信子	
彦根市	子育て支援課長	西川 静夫	
ひとり親家庭福祉推進員		本禄 輝子	

* 策定協議会との併任委員